

令和4年第3回定例会

(第2日)

令和4年9月6日

令和4年第3回平川市議会定例会会議録（第2号）

○議事日程（第2号）令和4年9月6日（火）

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（15名）

1番 葛西 勇 人
2番 山谷 洋 朗
3番 中 畑 一二美
4番 石 田 隆 芳
5番 工 藤 貴 弘
6番 工 藤 秀 一
7番 福 士 稔
8番 長 内 秀 樹
9番 佐 藤 保
11番 大 澤 敏 彦
12番 原 田 淳
13番 桑 田 公 憲
14番 齋 藤 剛
15番 工 藤 竹 雄
16番 齋 藤 律 子

○欠席議員（1名）

10番 山 田 忠 利

○地方自治法第121条による出席者

市 長	長 尾 忠 行
副 市 長	古 川 洋 文
教 育 長	須々田 孝 聖
選挙管理委員会委員長	大 川 武 憲
農業委員会会長	今 井 龍 美
代表監査委員	鳴 海 和 正
総務部長兼健康福祉部理事	對 馬 謙 二
財 政 部 長	西 谷 司
市民生活部長	今 井 匡 己
健康福祉部長	工 藤 伸 吾
経 済 部 長	對 馬 一 俊

建設部長	原田茂
教育委員会事務局長	一戸昭彦
平川診療所事務局長	宮川厚子
会計管理者	古川聡子
農業委員会事務局長	小笠原健
選挙管理委員会事務局長	佐藤崇
監査委員事務局長	成田満

○出席事務局職員

事務局 長	小野生子
総務議事係 長	河田麻子
主 事	藤木遥奈

○議長（桑田公憲議員） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレットは音の出ない操作を、また、傍聴及び視聴されている方々に誤解を与えない利用形態をお願いします。傍聴席では、議事進行の妨げにならないように静粛をお願いします。

本定例会中、新型コロナウイルス感染予防のため本会議場の扉を開放しております。会議中は、常にマスクの着用をお願いします。

10番、山田忠利議員より、本日の会議を欠席する旨の届出がありました。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

一般質問の方法については、議会運営申し合わせ事項において、一括質問方式と一問一答方式の選択制としております。通告された全議員が一問一答方式を選択しております。質疑応答の時間は、おおむね1時間以内とします。なお、会議規則第56条の規定にかかわらず、質問の回数制限を設けておりません。

また、会議規則第62条第2項の規定により、タブレットに掲載しております一般質問通告一覧表の内容と関連のない質問及び答弁を求める者以外への質問は、原則として許可されませんので御注意ください。

議員におかれましては、傍聴者や市民の方に分かりやすい質問を、また、理事者側においても、同様の答弁をお願いします。

次に、発言の許可についてですが、議員は質問席に移動後、最初の質問を行う際に、挙手した上で議席番号を教えてください。なお、次の質問からは、議席番号は省略して結構でございます。また、特別職を除いた市職員は挙手した上で職名を告げ、議長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。一般質問通告一覧表のとおり、一般質問者は10名であります。本日は、第1席から第3席までを予定しております。

なお、第3席、葛西勇人議員より一般質問に関する資料について事前に配付の申出がありましたので、これを許可しております。

第1席、5番、工藤貴弘議員の一般質問を行います。

工藤貴弘議員、質問席へ移動願います。

（工藤貴弘議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 工藤貴弘議員の一般質問を許可します。

○5番（工藤貴弘議員） おはようございます。議席番号5番、第1席、誠心会の工藤貴弘です。通告に従い順次質問していきますので、よろしくをお願いします。

まず、1の男性トイレへのサンタリーボックスの設置について、お尋ねいたします。

近年、加齢や前立腺がん、膀胱がんといった病気により頻尿や尿漏れ等の排せつトラブルを抱える男性が増加していると言われております。

国立がん研究センターが示す最新の統計情報によると、2018年に新たに前立腺がんは

罹患した男性は約9万2,000人に及び過去最高を記録しました。

その10年前の2008年では約5万1,500人であり、この10年間で約1.8倍に増加し、男性の部位別罹患数では2008年の4位から1位に上昇しているそうです。背景には高齢化や食の欧米化、さらには前立腺がんの早期発見に有効であるPSA検査の浸透が挙げられるそうですが、いずれにしても前立腺がんの増加に伴ってその主要な術後合併症である尿漏れに悩まされる男性も増加しています。

その対策として尿漏れパッド等を装着するのですが、男性用尿漏れパッドを販売するユニ・チャームの調査では、商品を販売し始めた2014年と比較して今年の市場規模は約6倍に拡大しており、排せつにトラブルを抱えている男性の増加をここでも裏づけています。

尿漏れという直接的な排せつトラブルは専用パッド等の使用で回避できますが、その事後処理に焦点が当てられるようになってきました。一般社団法人日本トイレ協会が、本年2月に実施した尿漏れ用パッドやオストメイト用品などの使用による困り事のアンケート調査によると、排せつに関わる補助用品を使用している男性の半数以上が尿漏れパッド等の捨てる場所に困っており、そのうちの多くが男性トイレにサンタリーボックスを設置することを望んでいます。

ある当事者より話を伺ったところ、使用済みのパッドはビニール袋に包んだ上でかばんに入れて持ち帰るようにしているものの、臭気が漏れ出ていないか常に周囲が気になるようです。また、多目的トイレにサンタリーボックスが設置されているケースは多いのですが、車椅子ユーザーや子供連れなど多目的トイレの機能面から自分よりも必要とする人が存在することへの遠慮、さらに自分が多目的トイレを利用していることを他人に知られたくないという心理的なハードルもあるとのこと。加えて排せつにトラブルを抱えることは自信の喪失とともに非常に憂鬱になり、外出自体が大変おっくうになるとも訴えていました。そうした際にサンタリーボックスが男性トイレにあれば、外出に対する心理的負担が和らぐとのこと。

この方は市外在住でありましたが、平川市でも誰もが快適に利用できるトイレの環境整備をしてほしい、それがかなわないとしても、せめてこういう悩みを抱えている人がいることを知ってほしいと話されていました。

私自身がそうでありましたが、こうした男性の排せつやトイレに関わる問題はこれまで顕在化しておらず、昨年、膀胱がんを経験した有名タレントが男性トイレには尿漏れパッドを捨てる場所がないことを動画配信サイトで問題提起したことから、この問題が世間に知られるようになり、埼玉県内の自治体を皮切りに、男性トイレへのサンタリーボックスを設置する取組が全国に広がりつつあります。県内では直近ですと、この7月に十和田市が市内の公共施設に設置するようになりました。

排せつにトラブルを抱えながら日常生活を送ることはQOL、生活の質の著しい低下であると捉えています。高齢者やがん患者に配慮し、誰もが快適に利用できるトイレを実現するべく男性トイレへのサンタリーボックスの設置を提案いたしますが、市の御見解をお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） おはようございます。工藤貴弘議員の御質問にお答えいたします。

男性トイレへのサンタリーボックスの設置につきましては、議員御指摘のとおり、加齢や疾病が原因で、尿漏れ用パッドやおむつを使用する方たちが外出の際、交換しても捨てる場所がなく困っているとのことから、各自治体や企業の間で設置する動きが広がってきていることは承知をしております。

市といたしましては、男性トイレにサンタリーボックスを設置することにより、排せつに関わる悩みを抱える方が、安心して外出でき、社会とのつながりを維持していくことは重要であると考え、10月から開庁する新本庁舎の男性トイレに、サンタリーボックスを設置いたします。また、本庁舎以外の主要な公共施設についても、順次、設置してまいります。

○議長（桑田公憲議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） 10月から、まずは新本庁舎のほうに設置していくということで、高齢者の方、がん患者の方、男性がこれがあることによって外出することに抵抗感なく人と触れ合えるために設置していただけるということで、本当にありがたいと思っております。私は市外の方からの御相談とかお話しであったんですが、本市文化センターですとかいろんな施設に市外の方も訪れますので、そうした場合にあるということは大変いいことだと思えました。

では次に、2の原油価格・物価高騰対策についてお尋ねいたします。御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症からの世界経済の回復に伴う原油の需要増と一部産油国の生産停滞などによる原油価格の高騰、さらにロシアによるウクライナへの軍事侵攻などの地政学的な世界情勢の変動によって物価が高騰し、事業者の経営のみならず市民の生活も非常に苦しい状況が続いています。

去る6月30日、本市は原油価格・物価高騰対策として市プレミアム商品券発行事業費2億4,854万円など4億4,809万円の補正予算を国・県の交付金、そして財政調整基金を財源に編成し、市民、事業者に対する支援策を講じたところです。そうした中で、先般、岸田文雄首相が地方創生臨時交付金の増額を指示したことが報じられ、市独自のさらなる支援策がどのような方向性のものになるか注目しています。

まず、(1)市民向け支援について、お尋ねします。繰り返しになりますが日用品や食料品といった生活必需品の価格高騰により、市民生活はますます苦しくなっています。第1弾とも呼べる市独自の支援策では大手小売店でも使える商品券をプレミアム率50%で販売し、歓迎する市民の声は多いと感じていますが、一方で持ち出し分がなく誰でも分け隔てなく支援する方策も大切ではないかという声もあります。

いずれにせよ、市民生活の負担軽減のためにどのような追加の支援を検討していくのか、市としての考え方をお知らせください。

次に、(2)事業者向け支援について、お尋ねします。第1弾の支援策では、事業者に対する支援が限定的であるという評価が多いと感じています。かねてから原料費が上昇していく中で、追い打ちをかけるような燃料費や光熱水費の高騰に、先行きを不安視する事業者は多いです。国、県の支援策が今後も示されていくものと思いますが、先日の大雨被害を受けた農家を含む事業者の経営基盤安定のために、どのような追加の支援策を検討していくのか、市としての考え方をお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 御質問の原油価格・物価高騰対策についての御質問にお答えをいたします。地方創生臨時交付金について、首相が増額を指示したという報道は、私も存じ上げておりますが、その詳細については今月上旬、9日になるとの報道もありますが、上旬に検討されるとされており、国・県からの通達も現在はない状況であります。

市としての原油価格・物価高騰対策事業は、議員御指摘のとおり、6月30日付で補正予算を専決処分し、国・県の交付金等を活用しながら、非課税世帯や子育て世帯への給付金事業などを予算化したところであります。

また、原油価格・物価高騰の影響が市民全体に及んでいること、コロナ禍による市内事業者への影響も大きいことから、当市では、生活支援と地域経済活性化を目的としてプレミアム商品券発行事業を行うこととしました。

増額される交付金を活用した新たな事業については、当市への配分額が示されておられませんので具体的な事業の検討はまだ行っておりませんが、引き続き市民の生活支援につながる事業を検討し、実施してまいりたいと考えております。

次に、事業者向け支援についての御質問にお答えをします。原油価格・物価高騰の影響については幅広い業種に及び、また長期化する恐れもあることから、市が独自で行う一時的な支援では、事業者の十分な経営安定を図ることは難しいところもございます。

先般、国では農業分野において、農業経営への影響緩和を図るため、海外原料に依存する化学肥料の価格高騰による肥料コスト上昇分に対し、一部を補填する支援策を打ち出しており、都道府県や市町村は事務支援を行うこととされております。事業者支援については、国・県の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） 財源となる地方創生臨時交付金の具体的な内容は、当然示されていないので、具体的にどういうふうな支援を今やっていくのかということを示すのは、もちろん難しいとは思いますが、私の意見を述べさせていただきます。

まず、市民向けについてはプレミアム商品券、こちらは非常に大きい利益のあるものでありますが、全ての人が必ずしも購入できるかとなると、また1つ問題があるのかなと思っております。ですので、こうした持ち出し分がなくても、あまねく市民が利を受けられる、例えばほかの自治体では小さい額ではあるんですけども、全市民に給付、あるいは水道の基本料金の何か月分かを免除ということもございます。

事業者向けについても、市長が御答弁されたように市に交付される交付金、そして仮に、財政調整基金を切り崩したとしても事業者の経営を大きく好転させるもの、ケアというのはなかなか難しいと思います。ただ、どの事業者も燃料であるガソリン、石油あるいは電気代、水道費といったものは必ず支出しているはずでありますので、例えば他の自治体では事業に使う乗用車1台分当たりウン万円、その燃料費を支給するというようなこともございますので、できるだけ、市民向けであっても事業者向けであっても、額は小さいにせよ、多くの事業者に手当がいくような方向性の支援策を講じていただければと思います。この質問については以上です。

最後に、3 災害対策について、お尋ねします。近年、全国的に自然災害が激甚化かつ頻発化していることが問題となっており、先月の3日と9日に県内で発災した記録的な大雨被害は、比較的自然災害の発生が少ないと言われる本市にも大きな被害をもたら

しました。

災害はいつ起こるか分からないという教訓に改めて思いするとともに、自然災害のリスクは今回のような大雨のほかにも、地震、台風、降雪、噴火と様々にあることから事前の備えの重要性を再認識したところです。

市としてできる災害対策に焦点を絞り、大きく2点についてただしていきませんが、まず、(1) ローカル5Gを活用した災害対応について、お尋ねします。ローカル5Gを平たく説明しますと高速で大容量の通信を限られたエリアで活用する技術のことで、農業、土木、製造、エンタメといった企業中心の産業分野や社会インフラの維持管理、防災・減災のためにも活用できることから、近年では自治体での導入も進められています。

自治体での導入例のある防災・減災分野では、高速・大容量の通信機能を活かし、河川等に設置された高精細な映像センサー、機動性に優れたドローンやパトロールカー、さらには現場対応する職員のヘルメット等に装備するウェアラブルカメラからの情報をリアルタイムで中継することが可能となり、現場から離れた災害対策本部にいながらにしてタイムラグなく正確な被災状況を把握することで、被害の最小化と最短での復旧につながる意思決定を下すことが実現できます。

先般、総務企画常任委員会の所管事務調査でむつ市を訪れ、昨年、むつ市と風間浦村で発災した大雨被害の対応について学んできましたが、むつ市ではさらなる防災・減災を実現するために、デジタル防災センターを設置し、この5Gの高速・大容量の通信技術を駆使した防災・減災システムで現場と災害対策本部をつなぐシステムを導入することです。

災害発生時は初動対応が特に重要であります。防災・減災に資するローカル5Gを活用した災害対策のシステムを整備する考えはあるのかお知らせください。

次に、(2) 避難所運営等に関することについて、お尋ねします。まず、ア スフィア基準に対応した避難所運営について、質問します。大規模な災害が発生した場合、多くの市民が自宅を離れ避難所に安全を求めてやってきます。災害の規模が大きければ大きいほど避難所で長期間の生活を送ることになりますが、当然ながら避難所の環境は快適であるとは言い難く、災害関連死を招くリスクがあります。

2016年に発災した熊本地震では、地震による直接の死者の4倍以上が長期間にわたる過酷な避難所生活による災害関連死によって亡くなっていたそうです。大規模災害が発生した場合は様々な制限が生じることから、被災者は我慢を強いられることが多々あります。しかし、我慢を続けて命を落としてしまっは元も子もありません。避難所においても生活の質の向上を求めることは、人としての尊厳を守るためにむしろ必要であります。

災害関連死のような最悪の事態を避けるための避難所運営のガイドラインとして取り入れられているものが、スフィア基準です。正式名称は、人道憲章と人道支援における最低基準であり、災害、紛争の影響を受けた人の権利、その人たちを支援する活動の最低基準に定めています。例えば、トイレの男女比や1人当たりの専有面積など、財産を失い、あるいは家族や友人を失い、失意の底にある被災者が、せめて避難所では人間らしい生活を送れるように多岐にわたる支援策が示されています。

このスフィア基準を国では、平成28年に避難所運営のガイドラインに参考とすべき国

際基準として紹介していますが、本市の避難所運営にあたり取り入れられているのかお知らせください。

次に、イの女性視点の避難所運営について、質問します。大小様々な組織は男性中心型になりがちであると感じています。もちろん男性中心だからといって悪いというわけでは当然ありませんが、しかし、そのような組織において女性の意見やニーズは適切に反映されているのかという疑念はあります。防災にかかる各種計画の策定、防災訓練、災害対応、そして避難所運営において女性の視点は欠かすことができず、むしろ積極的に取り入れることが重要であると考えます。

平川市防災会議、市の防災担当職員、自主防災組織等の防災に関わる組織の男女比率は、どのようになっているのかお知らせください。またその男女比率は適切であるのか、仮に適切でないとした場合、今後どのようにして適切な男女比率に是正していくのか、併せて市の考え方をお知らせください。

次に、ウ ペット同行の避難所運営について、質問します。今日において犬や猫をはじめとする愛玩動物は、ペットというより家族の一員であるという捉え方が定着しているものと認識しています。被災してもペットと生活空間を共にすることが当たり前になっています。東日本大震災で受入体制が整っていなかったことにより、ペットと離れ離れになってしまった事例が多数発生したことを教訓に、国もペットと共に避難所へ移動する同行避難を推奨しています。

しかしながら、衛生面、アレルギー、鳴き声などによるトラブルが発生しやすく課題も多いと認識しています。中には、そうしたトラブルを避けるために被災した家屋での生活を続けたり、連続して車中泊をするなど被災者の命や健康への懸念も指摘されています。ペットと人が共存できる避難所運営が望ましいですが、現状の受け入れ体制はどのようになっているのかお知らせください。

次に、エ ユニバーサルデザインに対応した避難所運営について、質問します。大規模災害が発生した場合、要配慮者が福祉避難所に避難しきれない懸念があります。熊本地震ではそのような要配慮者が被災した自宅や車中泊で過ごす事例が散見され、災害関連死などの二次被害が発生したとのことでした。

要配慮者であっても快適に避難所での生活が送られるよう、一般避難所においてもユニバーサルデザインを意識した機能の整備が必要と考えますが、市はどのような対策を講じているのかお知らせください。

最後に、オ 新型コロナウイルス感染症への対応について、質問します。避難所運営にあたり、新型コロナウイルス感染症の対策が非常に重要になったものと考えています。市は避難所における新型コロナ対策をどのように講じているのか、お知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 御質問の災害対策について、まずはローカル5Gを活用した災害対応について、お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、災害現場と災害対策本部室をリアルタイムで中継することにより、状況把握や迅速な復旧対応への指示ができるものと考え、新本庁舎へは災害対策本部室となる大型モニターを備えた会議室を設置したところであります。

ローカル5Gなど様々なデジタル技術は、今後の防災・減災対策に繋がるものと考え

ております。一方で、この5G導入に関しては、導入費用が高額なものとなることや日々技術の向上が進む中であって、短い時間での切り替えというのが必要になる場合もございます。先進事例などの情報収集に努めてまいります。

次に、避難所運営等に関する御質問のうち、まずは、スフィア基準に対応した避難所運営についてお答えをいたします。議員御指摘のとおり、スフィア基準とは災害や紛争による被害者の権利と支援に関する最低基準を定めた国際的基準であります。世界各地で人道支援に従事された方々の経験から作られたものであり、数値的な基準も示されておりますが、数値のみに捉われることなく人道支援という理念を重要視した基準にあるものと認識しております。

当市の避難所運営マニュアルは、国や県を参考にしております。内閣府の避難所運営ガイドラインでは、スフィア基準は参考にすべき基準と述べるに留めており、当市のマニュアルには、残念ながら取り入れられてはいないのが現状であります。

しかしながら、数値基準で照らしてみますと、避難所の居住スペースは、1人最低3.5平方メートル必要とされていますが、当市のマニュアルでは4.0平方メートルとしており基準を満たしている項目もあります。また、基準では、トイレの個数を避難者50人につき1基、男女比では1対3で設置するといった数値が記載されておりますが、マニュアルではこのような項目を設けておりません。

当市において、長期間の避難所生活を送るといった大規模な災害が発生した際には、被災者に寄り添った避難所運営を行ってまいりたいと考えてます。このほかの御質問については、総務部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長、答弁願います。

○総務部長（對馬謙二） 私からは最初に、女性視点の避難所運営についての御質問にお答えいたします。

まず、当市の組織等における男女比率についてお答えいたします。平川市防災会議は委員が20名おり、そのうち女性委員は1名です。女性比率は5%となります。

次に、市防災担当職員であります。担当職員は4名おり、うち女性職員はおりません。自主防災組織については52団体ございますが、その多くが町会と重複しております。町会役員の数値を申し上げますと、役員総数765名のうち、女性役員は79名で女性比率は、10.3%となります。市防災会議の委員につきましては、各種団体から女性の方を推薦していただくよう、お願いしております。

次に、市防災担当職員ですが、現在は男性職員しかおりませんが、今回のような災害時には、課や係を越えて女性職員も協力いただき、連携を図りながら災害対応にあたっております。

自主防災組織については、10%を超えてはいるものの、決して高いとは言えない比率でありますので、引き続き女性の登用に御理解と御協力をお願いしてまいりたいと思います。

次に、ペット同行の避難所運営についてですが、今回の災害時にも、ペット同行による避難についてのお問合せがありましたが、全ての避難所にペットスペースを設置することは難しいため、ひらかわドリームアリーナの車庫内に設置することとしておりました。

避難される方は、多くの不安を抱えていることと思いますので、近くにペットがいることにより少しでも安心につながるよう対応してまいります。

次に、ユニバーサルデザインに対応した避難所運営についてであります。災害時には、高齢者、子供、妊婦、外国人など支援が必要な方たちが避難してくることが想定されます。当市としましては、震災関連死などが発生しないよう努めてまいりたいと考えております。

まず、避難所のレイアウトについては、内閣府の避難所運営ガイドライン等を参考に、要配慮者が快適に避難所生活を送れるよう取り組んでまいります。

次に、ユニバーサルデザインを意識した避難所の環境整備であります。ピクトグラムなどを用いた、わかりやすい避難所になればよいのですが、サインについては建物の本来の目的に合わせたものを設置しているため、平常時より設置することは難しいものとなっております。当該建物を避難所として使用する際には、避難所運営スタッフが声がけするなど、人と人のつながりにより要配慮者をサポートする避難所運営を行ってまいりたいと考えております。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策をどのように講じているのかとの御質問であります。今回の災害では、受付時に検温と手や指の消毒をお願いし、感染者においては別部屋へ避難していただくよう対応しておりました。

しかしながら、長期間の避難所運営も想定されることから、その場合には、一般避難者と感染疑いの方の入り口やトイレ等の生活面で動線が分かれるようゾーニング設定を行いながら、ソーシャルディスタンスの確保、パーテーションによる飛沫防止対策を実施し、新型コロナウイルスを始めとした感染症の蔓延防止対策が必要であると考えております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） まず、ローカル5Gの導入について市長御答弁されたように、この技術を導入するには莫大な費用がかかる、そして、その運用にも免許取得ですとかいろいろな技術的知識の更新が常に必要であるということで、なかなか運用に対する不安というか懸念というのもあると思います。

ただ、非常に有効なシステムではあると思いますので今後、導入する機会をですね、伺っていただければと思います。

次に、スフィア基準について、本市の避難所運営のマニュアルには国や県を、参考にしていると。数値的な基準については、スフィア基準をガイドラインとして活用してなくても、それを上回るような体制ができているものもあるということでございました。この数値的な基準ももちろんですが、その理念ということも市長御答弁されたように大事なことでありますので、このスフィア基準に照らしながら、今後も避難所を適切に運営するためのマニュアル作りに取り組んでいただければと思います。

女性の視点を取り入れたことについて、防災会議等、女性比率が非常に少ないなあと思いました。私は女性の比率が高まれば女性の声が吸い上げられて、それが計画とかに反映されていくので、女性も男性もより快適な、例えば避難所運営においては運用が可能になっていくと思いますので、ぜひとも今後とも女性の登用の機会向上のために力を尽くしていただければと思います。

そしてこの、女性の視点に関する再質問であります。女性の視点を取り入れた避難所運営を実施するにあたり、リーダーをはじめとして女性のニーズに的確に応じることのできる女性人材の育成が重要であると考えますが、市としてどのように取り組んでいくのかお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 女性人材の育成についてということの再質問でございますけれども、まず、避難所運営でのリーダー的存在として挙げられますのが、防災士の資格を有する方ではないかというふうに思います。

市としましては、現在、自主防災組織の構成員を対象とした防災士育成事業を行っておりますので、本事業を活用していただきたいと思っております。

また、女性の人材育成としましては、様々な各種研修会等もございますので、そちらも実施しながらリーダー的存在を育成して、女性の人材を育てていきたいというふうに考えております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） リーダーをはじめ、人材の育成について防災士に対しては市の補助もあるわけですし、研修会等もやっていると。そうした支援メニューを増やしていったら、女性が避難所の運営に深く携わることができるようになってほしいと思います。

そして、またこの再々質問ですが、多くの人が我慢を強いられる避難所生活において、女性はさらに多くの我慢を強いられていることがあり、時には性犯罪の被害を受けるケースもあります。

実際の避難所で起きた事例を挙げると、更衣室がなく着替えに難儀すること。また生活空間に仕切りがないことで授乳をまじまじとのぞかれたこと。こういったプライバシーの確保ができない問題が1点目としてあります。

2点目としては、必要とする物資には当然ながら男女差があるものの、生理用品などの女性用品や乳幼児用品は、男性中心型の避難所では軽視されがちであること。肌を健康を守る基礎化粧品や下着のサイズに対する要望も、ぜいたくだと一蹴されるケースがあったそうです。また、そうした女性向け物資の配布担当者が男性であれば、受け取りに抵抗感を抱く女性がいることも見逃されがちですが、これも大切なことだと思います。適切な物資の確保と供給体制が整っているのか。

3点目には、非常事態にもかかわらず性暴力という犯罪被害に遭う事例があり、夜中に雑魚寝している毛布の中に男性が潜り込んできたり、屋外に設置された街灯のない奥まった場所のトイレで暴行されたりといったことが起こっているそうです。

女性が快適にそして安全に避難所生活を送るために、プライバシーの確保、物資の供給体制、性犯罪の防止といった避難所の環境整備が最低限不可欠であると考えますが、市は様々な女性のニーズに対して、どのように配慮していくのかお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 女性の避難所生活を送る際のニーズへの配慮ということの再質問にお答えいたします。

まず、女性のプライバシーの問題ですけれども、避難所となりえる各小・中学校には、更衣室として室内テントを配備しております。また、ひらかわドリームアリーナにおい

ては、男女別のシャワールームや更衣室、授乳室などを設置しており、避難所として利用できるよう機能を備えております。

次に、女性の物資に関する問題につきましては、生理用品の備蓄がございませんので、今後、備蓄することとし準備いたします。避難所において配布する際には、可能な限り女性職員が対応するなど心がけて配慮してまいりたいと思います。

また、トイレの設置場所については、照明設備があり、安全確保ができる場所に設置するなどの配慮をしたいというふうに思います。女性が、不安な避難所生活とならないように、安全・安心に配慮した避難所運営に今後も努めてまいりたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） ニーズに対して既に備えているものもあれば足りないものがある、足りないものについてはこれから順次補充していく。女性のトイレの話がありました、性犯罪に関することです。中には、もちろんその明かりをつけるということは非常に大切なことだと思いますが、女性用トイレには防犯ブザーなども装備しておくということがあるそうですので、そういったことも検討していただければと思います。

次に、ウのペットの再質問でございます。今回の大雨被害でもペットの同行避難の問合せがあつて、実際にひらかわドリームアリーナのほうで避難したと。犬なのか猫なのかちょっと分かりませんが、倉庫のほうに、車庫でしたか、とにかく屋根付きのところちゃんと避難して、ペットの飼い主、恐らくその同じ建物の中とか同じスペースでということはあるんでしょうが。先ほど私も述べましたが、ほかの被災者、避難者の方とのトラブルを避けるために、同じひらかわドリームアリーナ内の敷地内に構えたということは、ちょうどいいあんばいであったのかなと思います。

再質問なのですが、人を対象とした防災訓練や研修会は定期的開催するものの、ペットを対象にした防災訓練等の機会は非常に少ないと認識しています。例えば、ペット同行の避難では、犬や猫をケージに入れて避難所へ移動し生活するということになるのですが、普段ケージに入る機会が非常に少ないと、また災害という環境の変化をペットたちが敏感に察知し、普段から訓練しないとなかなかケージに入ってくれないというようなことがあるそうです。

私が聞き及んだ範囲ではあるんですが、飼い主さんもそのような訓練を普段からしたことはない、いざ災害が発生した際にペット同行の避難を念頭に置いた準備物資とかも含めてですね、しているケースはちょっと少ないのかなと感じました。

例えば、静岡県三島市ではペット同行を対象とした避難訓練を実施し、埼玉県入間市ではペット同行に関する避難ガイドブックを作成し、ペット同行に備えた啓発活動や訓練を行っていますが、本市でも同様の取組をするお考えはあるのかお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） ペット同行の避難訓練についてということの再質問でございますけども、まず最初に、議員御指摘のとおり、市が実施している防災訓練では、ペットを対象とした避難訓練は実施していないのが現状であります。

なお、災害時における避難所でのペットトラブルの事例として、鳴き声や臭い、放し飼い、子供への危害、アレルギー体質の方と同じスペースでの飼育などが指摘されております。

ただ、しかしながら、ペットは家族同然と考えている飼い主の方が多いと思いますので、飼い主には日頃から基本的なしつけや、ケージやキャリーバッグに入る訓練、首輪、迷子になる際のならないような札の取付けなどを行っていただき、当市においても防災訓練での情報提供や、今年度発行する防災マップにペット同行避難に関する内容も掲載し、周知に取り組んでまいりたいと考えております。

ペットの部分の防災訓練を組み入れるというふうなところまで、まだ言えない状況でございますけれども、今後は考えてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） なかなか飼い主さんのほうでも、そして私は動物飼ったことないんですけども、災害自体いつ起こるか分からないと思っけていても、それに備えた準備を常日頃しているのか、意識を高めているのかということは、疑問が正直あります。

そうしたことでするので、今後、広報等でそうした情報を発信すること、そしてできれば、市単独の防災訓練等でもペットの同行避難を見据えた訓練をしていただければ、よりよい避難所運営に資するのではないのかなと思います。

オの再質問にいきます。新型コロナウイルスに感染した人は他人との接触を禁忌と捉えており、身の危険を感じながらも避難を躊躇する懸念があります。先日の大雨災害の際に、感染者用の避難スペースの存在を知らず、不安感を抱きながら感染拡大の原因になることを恐れて自宅待機した市民がいます。

今回、避難所開設にあたり陽性者等へのアナウンスはなかったものと認識していますが、情報発信の有無によって万が一の事態が発生することも考えられることから、今後、コロナ陽性者等に対して適切な避難行動につながる情報をどのように発信していくのかお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） まず最初に、感染者の方の問合せはありました。ただ、感染者の方は今回は避難はされていないということを、まず申し述べておきます。

それでは、感染者への今後の情報発信をどのように取り組むのかという再質問にお答えいたします。

今回の災害時においては、ひらかわドリームアリーナ内に感染者用の避難場所を設置しておりました。問合せがあった際には、個別に対応していたという状況でございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、避難所の感染拡大を防ぐためにも、今後は市ホームページや広報紙、防災マップなどに掲載しまして、情報発信に努めてまいりたいというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） 今回避難しなかった、私にちょっとお知らせがあった方も結局は避難しなかったんですが、どうしたらいいべと。これもしもっと水が上がってくれば逃げねばまいけども、逃げでもいいもんだんだが。ということで、非常に悩んで、そして不安な夜を過ごしたそうです。こうした人たちのためにも、適切な情報発信に心がけていくことが大事だと思いますので、今後はよろしく願いします。

そして最後になりますが、(2)の避難所運営に関する事全体として再質問したいと

思います。現在、市が策定している避難所運営マニュアルは平成29年のものであります。新型コロナウイルスなど当時から情勢が変化しており、そしてまた今回の議論も踏まえたものを、マニュアルの刷新が必要であると考えますが、市の御見解をお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 大変申し訳ありませんでした。実は、避難所運営マニュアルについては、令和3年3月に新型コロナウイルス感染症対策を記載したマニュアルを更新済みでございました。しかしながら、市ホームページの更新がされておらず、平成29年のものを掲載したままになっていたというふうな状況のところを、今回、議員が確認した状況になってございます。

現在は、最新のマニュアルへ更新されております。今回の議員からの御指摘を受け、さらなる見直しを行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） せっかく作って、多分いいものであると思いますので先ほどのコロナの感染のことも触れましたが、発信するということが非常に重要になってくる。特にこの災害対応については。と思いますので、これはマニュアルですので平時向けではあるんですけども、情報発信には留意していただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（桑田公憲議員） 5番、工藤貴弘議員の一般質問は終了しました。

午前11時5分まで休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第2席、12番、原田 淳議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（原田 淳議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員の一般質問を許可します。

○12番（原田 淳議員） ただいま議長より一般質問の許可を頂きました、第2席、議席番号12番、原田 淳です。

今、私たちがいます本庁舎は1979年、昭和54年8月に定礎され42年となります。旧平賀町役場として開庁されました。この42年間に、故水木強二元平賀町長はじめ現平川市の長尾市長までの6代の為政者がこの庁舎にお世話になったと思っております。私も職員の間から大変お世話になった庁舎です。

今回の定例会が最後となるのではないかと、平川市民のために活躍した庁舎だと思っております。大変ご苦労様でした。誠にありがとうございました。

それでは、通告どおり順次、質問してまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

1 通学路（歩道）の整備について、（1）市道尾上小和森線の整備に関する状況について伺います。温泉福家の付近に最近、住宅が数件建設され、当市にとっては大変いい

ことだと思っております。今年の春先3月頃にその住宅付近から、小学生の男の子と女の子が、尾上方面に向かって歩いて通学しているところを見えています。多分、金田小学校へ通っているのではないかと思っております。ただ、今年の4月以降から男の子は自転車に乗っているのを見て、中学生になったのではないかと。しかし、小さな女の子は1人で歩いて通っていて、危ないなあと思って見ていました。今は県道から市道となったとはいえ、朝の交通量は多く、両端に歩道らしきものがないことから、今の時期でも危ないと感じているのに、雪が降ったら大変だと思っております。

市道尾上小和森線を尾上方面に向かって、かなり幅の広い1メートル以上あるかと思われる水路がありますが、蓋がかかかっていません。できることであれば、この水路に蓋をかけていただき、通学路、歩道として利用できないものでしょうか。子供たちの通学路として、安全確保のためにも整備していただきたいと思っております。

また、その住宅周辺から、今度は逆の平賀方面に朝7時頃に小和森小学校へ歩いて通っている小学生の男の子がいます。温泉福家から引座川までのカーブ、右側に白いガードレールが設置されている所で私とよくすれ違うことから、危ないなあと感じて見えます。今日の朝も会いました。私の前を走っている車は、ガードレールのカーブ付近で対向車が来ないので、大きくセンターラインをオーバーし、その子を避けるようにして走っていました。雪が降ったときには、きれいに除雪は行われていますが、しかし、いつの間にかガードレール側に山盛りに雪が盛られ、道幅が狭くなっていることから、これから安全にこの子は通学できるのかと心配しています。

安全に小学校へ通学できるよう、何らかの方法を取っていただきたいと思っております。さらに、その男の子には兄弟がいるようでして、いずれまた小学校へ通うことになると思います。先々の事も考えて、早い機会に対応していただければと思っております。市の考えをお聞かせください。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 原田 淳議員御質問の、通学路の整備についてお答えいたします。市道尾上小和森線の歩道の整備状況についてであります。議員御指摘の区間も含め、柏農高校駅前交差点から福家を通り、新屋町の宮川商店倉庫前交差点までは、歩道の整備が必要な区間だと考えております。

現在、新屋町町会から提出された要望を受け、福家前交差点から宮川商店倉庫前交差点までの610メートルについて、測量設計が完了しております。

また、荒田町会から提出された要望を受け、福家前交差点から柏農高校駅前交差点までの270メートルのうち柏農高校駅前交差点側67メートルについて、今年度、歩道整備工事を発注しており、実施可能な箇所から整備を進めているところです。

しかしながら、全区間の整備には多額の費用を要することから、相当な時間がかかる状況にありますので、御理解くださるようお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 現在、667メートルほど今年度整備を行うと。引座川から荒田の信号機のあるところまでだと思っております。それで尾上方面に向かうための側溝の整備となりますと今言ったとおり、かなりの距離、あるいはかなりの金額がかかるのではないかと思っております。その測量が終了しているということでした。その測量は尾

上方面に向かってですね、右側ですか左側ですか。また、その整備費の積算はされていると思いますが、額についてはいいですが、されているのかいないのか教えてください。

○議長（桑田公憲議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 原田 淳議員御質問の歩道の整備位置については、荒田方向から尾上方向に向かって、議員御指摘のとおり左側で計画しております。なお、整備費については、長期計画に必要でありますので積算しているところであります。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 左側の測量が終わっていると。さらに予算の積算は終わっているということであればですね、この整備費の積算が終わっているのであれば、予算要求はしていますか。

○議長（桑田公憲議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 測量設計が終わった区間を含め、本路線の歩道整備については、先ほど市長も答弁したとおり多額の費用を要することから、長期総合プラン実施計画において国庫補助事業等の有利な財源の確保が必要な事業と位置づけており、現在補助事業での実施について県との協議を継続しているところです。

このことから事業の実施時期が未確定であり、予算要求には至っておりません。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） かなり金額がかかるようでして、補助事業等を利用すると。それまでは、工事するあれはないのかなと思っております。少しでも早い機会にですね、実施していただきたいと思っております。今ですね、問題としている場所は、両小学校へ通う児童生徒は一、二名と少ないのですが、しかし最近では、弘南鉄道の柏農高校前駅で乗下車していると思われる一般の方々の歩行者が温泉福家方面へ、また反対方面から歩いているのをちょくちょく見られるようになりました。

万人は一人のために、一人は万人のためにということわざがあります。1600年の関ヶ原の合戦で敗れました石田三成は一大万大吉という旗印を掲げていました。これは、万人は一人のために、一人は万人のために尽くせば、政治や国はみんなが幸せになるという崇高な理念を石田三成は抱いていたと言われております。

これから、あの周辺ではさらに子供が増えてくるのではないかと考えております。小さな子供たちが最も安全な方法で学校へ通うことができるよう、1日も早い機会に対応していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げ、この件については質問は終わります。

次に、2 通学路の安全対策について、(1) 通学路の危険箇所5箇所に関する予算計上について伺います。このことについては、令和3年の9月議会において一般質問をいたしました。1年前のことです。そのときの教育委員会の答弁では、令和3年7月14日付けで県から危険箇所の点検に関する通知があり、各小学校9学区に危険箇所をリストアップし、8月31日までに報告するよう依頼したと。その結果49か所の危険箇所があると報告を受け、関係機関と合同点検を実施すると答弁をしておりました。

その後、通学路の安全対策について、令和4年5月27日付けで議会後の対応についてということで、タブレットに回答がありました。令和3年9月28日合同点検をしたと。49か所のうち点検済みの箇所36か所を除いた13か所を関係機関と点検をしたが、その13

か所でも、8か所については対策済みで、残りの5か所について、今年度において対策を行う予定だと回答がありました。今年度において、この5か所の対策費として予算計上していますか。

○議長（桑田公憲議員） 教育長、答弁願います。

○教育長（須々田孝聖） 通学路の危険箇所5か所に関する予算計上について、お答えいたします。

これらの対策に係る予算につきましては既に計上済みであり、対象となる5か所の内訳につきましては、2か所の対策を所管する建設課、1か所の対策を所管する中南地域県民局地域整備部、そして残り2か所の対策を所管する黒石警察署のそれぞれにおいて予算を確保していることを確認しております。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 5か所についての予算計上は終わっているということで、そのうちの建設課が2か所、中南地域県民局地域整備部が1か所でしたっけ、あと2か所が警察の関係ということで、この委員会に関係ないかも分かりませんが、この対応は終わっているのかどうかお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） 対策予定箇所5か所の場所と対策方法について、お答えいたします。

まず、1か所目ですが、柏木小学校区です。場所は、県道大鰐浪岡線の吹上平岡付近となります。対策として、歩行者が安全に通行できるよう、区画線の引き直しを中南地域県民局地域整備部が実施済みです。区画線を明確にすることで、車の運転者に対して道路を狭く感じさせ、スピードの抑制が図られると考え、対策を実施したものです。

2か所目は、小和森小学校区です。場所は、市道光城5丁目本町線と市道本町村元大光寺線との交差点です。信号のない交差点のため、児童が横断するのに危険なため、対策として注意喚起標識を建設課が設置する予定です。

3か所目から5か所目は、竹館小学校区です。3か所目の場所は、県道小国本町線の新館藤山付近です。この場所は、カーブになっているところに横断歩道がありますので、車の運転手が歩行者に気付くのが遅れる危険性があります。そのため、対策として黒石警察署が道路標識マークの再表示を実施予定です。

4か所目の場所は、市道柏木町唐竹線の竹館小学校付近から県道小国本町線に出る横断歩道です。横断しようとしている児童がいるにもかかわらず、車が横断歩道の手前で一時停止をしないことがあるということで、安全対策として黒石警察署で朝夕の警戒走行と取締りの強化を実施しております。

最後の5か所目ですが、5か所目の場所は市道沖館宮崎2号線の今井商店からりんごセンターへ向かう道路です。大きな水路が設置されていることから安全性を考慮し、建設課がガードレールを設置する予定です。

以上、5か所のうち対策済みは2か所でございます。残り3か所、小和森小学校区の注意喚起標識の設置と、竹館小学校区の道路標識マークの再表示及びガードレール設置については、10月までに完了する予定となっております。できる限り早く実施するよう努めておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 3か所については予定だと、それを10月頃までには終わらせたいということでした。もし、できることであればですね、遅くとも夏休み中に対応していただきたいと思っております。これは分かりました。

学区から提出された通学路での危険箇所は、全部で49か所、そのうち36か所は点検済みで、8か所は対策済みであったということでした。この36か所について、点検済みだということでしたが、点検だけで対策を講じるほど危険な場所ではなかったというふうに捉えていいのかどうか教えてください。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） それにつきましては、まだ全ての対策済みというわけでもなく、対策済みだったり、例えば全てがハード面のものでもなく、例えば注意喚起とかそういうソフト面もありまして全部を認識はしております。

しかし、数か所とかまだ、これは市だけでなく中南地域県民局だったり、警察署も絡んでおりまして、例えば道路の整備とかそういうのを含んでの箇所となりますので、全てが対策済みというわけになってるわけではございません。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） まずもって気になることがあります。学区から通学路での危険箇所は49か所という報告があったが、そのうち36か所は点検済みで、さらに13か所のうち8か所は対策済みであったと。各学区では危険な場所であると認識していたので、教育委員会に危険箇所だと報告したわけですね、49か所。

昨年の7月14日に県から通学路の危険箇所の調査依頼があり、7月20日に市内の9学区へ8月31日までにその報告をするよう通知をしたと。報告の期間が1か月以上あったわけで、学校ではPTA等と協議をしたのではないかと感じております。

しかし、学区からの危険箇所の報告については、ほとんどが点検、対策済みであったということになったわけですから、つまり、学校側は点検、対策済みであったことが知らなかったことになるわけですよ。

学校からの危険な箇所の報告について、教育委員会との情報の共有ができていなかったことになるのではないかと思います、教育委員会では、このことについてどう考えてますか。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） 学校と教育委員会との間で情報共有ができていなかったのではないかとありますが、初めに、平川市安全推進会議による合同点検は令和2年度から毎年実施しており、安全対策を進めているところです。

令和3年度につきましては、その年に千葉県八街市で起きた重大事故を受け、国からの通知により実施されたものでございます。これに従い、過去の合同点検済みの箇所も含めて各学校から報告していただき、危険箇所として49か所の報告があったものでございます。

今回、学校から報告を受けた49か所については対策済みであっても危険な場所であることには変わりはなく、あくまでも当該場所が十分注意が必要な場所であるという教育委員会と学校との共通認識の下で処理をしているものであり、双方で情報共有ができて

いないという認識ではないと考えておりますので、御理解くださるようお願いいたします。また、今後の対応につきましても、円滑に進めてまいりますよう心がけていきますのでよろしくをお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 今後も学校と危険箇所についてですね、情報を共有して対応していかないと、事故等が発生したときには、いろいろな問題が出てくるのではないかと考えておりますので、気をつけていただきたいと思います。

次に、3 通学路（生活道路）での速度制限について、（1）昨年提言していた速度制限に関する進捗状況について伺います。

このことについても、今年の9月議会において、通学路での登下校時において速度制限をしてはどうかということについて一般質問をしました。このときの答弁では、現在、本市においては、スクールゾーンのような時間帯により速度制限を行う区間を設定していないが、合同点検を踏まえ、必要と思われる通学路について、警察署へ要望していきたくて答弁しておりました。合同点検において、登下校時の速度制限について話題となったのかどうか、教えてください。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 通学路危険箇所の合同点検は、令和3年9月28日に、学校教育課、建設課、総務課のほか、中南地域県民局道路施設課及び黒石警察署が参加して実施し、大坊小学校区の点検箇所、速度制限について話題としたとの報告を受けております。具体的には、市道原田村元1号線の原田農業研修センター付近で、速いスピードで走行する車両が多く、危険であるというものであります。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 合同点検で話題となったようです。今、市長も言ったとおり、合同点検は通学路交通安全プログラムにより、通学路安全推進会議があり、その会議のメンバーが学校教育課、総務課、道路管理者、警察署、学校、PTAなどで実施しているという教育委員会の答弁でした。必要と思われる校区があれば、警察へ要望していきたくて答弁しておりました。

その後、タブレットに議会後の対応について回答がなかったもので、合同点検において話題となったが、速度制限を行う区間がなかったと理解していいのかどうか、お伺いします。

○議長（桑田公憲議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（今井匡己） 合同点検では速度制限についての話題にはなりませんが、今回合同点検を実施した箇所においては、車両の通行量及び歩行者数が少ない等の状況から警察への速度制限の要請には至りませんでした。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 先程、市長が大坊校区において何かその速度制限について話題となったような、今、部長も言ってましたけども。これ、多分昨年だと思いますが、速度制限について、ある町会から要望があったと聞いています。今、市長が言ったところだと思いますが、この対応についてどういうふうに対応したのかお聞かせください。

○議長（桑田公憲議員） 市民生活部長。

○**市民生活部長（今井匡己）** 速度制限に関する要望につきましては、平成28年度に開催されましたまちづくり懇談会と平成29年度提出の事業要望事項として、石郷町会から要望がございました。

○**議長（桑田公憲議員）** 原田 淳議員。

○**12番（原田 淳議員）** 石郷町会からあったと。あったならば、町会ではどのような状況下で速度制限をお願いしたのか、また、その場所は石郷地区と。その対応について教えてください。

○**議長（桑田公憲議員）** 市民生活部長。

○**市民生活部長（今井匡己）** 平成28年度のまちづくり懇談会における石郷町会からの速度制限に関する要望につきましては、町会内の道路の速度制限を40キロから30キロに変更していただきたいという内容でございます。

これについては町会の総意として市に要望いただければ、市から警察へ協議することのお答えをしており、翌年度、平成30年度に町会要望事項として提出がございました。

対応状況といたしましては、町会から要望を受け、年度内に市から警察のほうへ要望書を提出しております。翌年度には警察から当該道路については、車両交通量及び歩行者の数が少なく、交差点間の距離も離れており見通しが良いため要望に沿うことができない旨の回答があり、町会に対してもその旨を通知しております。

40キロから30キロへの規制は、ほかの速度規制よりも条件が厳しく、路線単体での規制は難しいとのことでございました。

○**議長（桑田公憲議員）** 原田 淳議員。

○**12番（原田 淳議員）** 通学路や生活道路での事故防止に向け、国土交通省などでは歩行者優先の道路空間、ゾーン30プラスの整備を平成21年8月から全国で施策を始めております。

ゾーン30プラスとは簡単に説明しますと、通学路や生活道路での事故防止に向け、ポールなどを設置して車の減速を促す狙いで安全対策を行うことです。例えば、横断歩道に10センチメートルほどの起状がある、スムーズ横断歩道という構造物を設置することにより、運転手はおのずと車を減速せざる得なくなると。

また、通学路において車に障がいとなるように、ゾーン30速度注意のポールを設置するなどして車の速度の抑制を図り、交通安全対策を行うことです。

警察庁によりますと、このような構造物を設置、整備することにより車の減速が期待でき、時速30キロ以下では、車対人との事故による致死率は約1%、時速50キロでは約10%に跳ね上がると言っております。

昨年の9月から11月にかけて、ゾーン30プラスの実証実験を青森市の浪岡南小学校前に約10センチメートルの起状があるスムーズ横断歩道を設置した結果、車の速度の制限、一時停止率の向上が見られ、一定の成果があったと。

また、弘前市では通学路として利用されている市道において、歩行者や登下校する児童の安全を守るために、道路の白線にポールを設置し道路を狭く見せ、減速を促したと。このポールについては、かなり苦情が来ていたようです。当市においても合同点検等において、このようなスムーズ横断歩道やゾーン30プラスなどの設置を検討してみてもどうでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（今井匡己） ゾーン30プラス等の整備につきましては、当市においては具体的な整備地区や整備方法を検討する段階には至っておらないのが現状です。ゾーン30プラスは、歩行者の通行を優先するために道路上にさまざまな障がい物を設置することとなることから、逆に車両の通行に支障を来すことが想定されます。

また、路上に設置する障がい物は、冬期間の除雪作業にも大きな影響を及ぼす可能性が高く、道路管理者や警察との協議、学校関係者のほか、地域の住民等を含めた大きな枠組みでの調整が必要となります。

したがって、議員御提案のゾーン30プラス等の導入につきましては、合同点検等の機会に要望のある地域の実情を踏まえた上で、導入の可能性について検討を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） もし要望があったらですね、検討して、できることであれば実証実験をしていただきたいと思っております。

次、4 通学路のカラー舗装の整備について、(1)合同点検の協議について伺います。

このことについても昨年の9月議会に通学路で交通量が多く歩道のない区間において、子供たちの安全を守るためにも、カラー舗装を整備していただきたいとお願いをいたしました。そのときの答弁では、合同点検を踏まえ路側帯にカラー舗装ができる範囲がある場合には、関係者の意見を交えながら実施を検討してまいりたいと答弁しておりました。

先ほども言いましたが、通学路安全推進会議があり、そのメンバーは学校教育課、総務課、道路管理者、警察署、学校、PTAなどで合同点検を実施しているということでした。合同点検のメンバーには総務課も入っていることから、カラー舗装について協議となりましたか。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 通学路のカラー舗装の整備についての御質問については、市民生活部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（今井匡己） 令和3年9月28日に実施いたしました合同点検の際に、カラー舗装を実施する旨の話題提供がされておりますが、場所等の具体的な内容については協議に至っておりませんでした。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） カラー舗装については話題となったということでした。

今年の5月27日に、私たち議員に配布されているタブレットに、議会後の対応にはカラー舗装を実施する校区の選定を行っているという回答がありました。

担当課が今年度から総務課から市民課へ代わったことによるのかどうか分かりませんが、5月末時点においても、いまだに場所の選定を行っているという回答でした。カラー舗装について、新年度に予算計上していませんか。

○議長（桑田公憲議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（今井匡己） 議員御指摘のとおり、今年度から交通安全の担当課は総務課から市民課へ変更となっております。

カラー舗装につきましては、交通安全施策整備事業費の中で実施することとして、令和4年度の当初予算に計上しております。なお、交通安全対策整備事業費は、交通反則金収入を原資としており、都道府県及び市町村に交付される交通安全対策特別交付金が財源となっておるような状況です。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 交通安全対策費の予算計上はしているんだと、多分それ大きいとか何百万とか、そういう形で一気に盛っているんだと思いますけども。当初予算に計上されているのであればですね、5月末時点においては、もう既に設定場所は決まっていたのではないかと思っています。なぜかと言いますと、カラー舗装を設置整備するには予算がかかる訳ですよ。設定場所が決まっていなくて、予算見積りの積算ができないこととなります。当初予算に計上されていたのであればですね、場所も決まっていたかと思っております。

まず、場所によってカラー舗装の距離などが違うことになります。その整備費など違ってくるのではないかと思います。このことについては、答弁はいいません。

さて、私が確認したのは、8月16日にはカラー舗装はなかったが、8月17日に柏木小学校前の両側の路側帯にカラー舗装、緑色に整備されておりました。大変いいことだと思って見ております。カラー舗装を整備するには、警察署と協議は必要なのですか。

○議長（桑田公憲議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（今井匡己） 今回の柏木小学校付近へのカラー舗装の実施にあたり警察署へ相談したところ、道路形状変更を伴うもの、具体的には幅員の変更や区画線の変更がある場合には協議が必要であり、今年度実施したカラー舗装につきましては現状の区画線を生かした舗装であるため、協議は不要であるとの回答でございました。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 今回の場合は、警察署と協議は必要ないということでした。

柏木小学校付近のカラー舗装は、道路の両側に整備されました。両側にカラー舗装が整備されている所は、なかなか珍しいのではないかと思います。両側にカラー舗装している所はどこにありますか。

○議長（桑田公憲議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（今井匡己） 道路の両側にカラー舗装が施工されている事例といたしましては、碓ヶ関地域の下町町会から上町町会までの国道7号沿線がございます。

このほかにも、青森市浪館地区や仙台市たしろ区で施工事例が確認されており、むつ市昭和地区において、令和5年度に施工が計画されているような状態にあります。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 碓ヶ関地域の国道に2本、カラー舗装がされているということでした。ちょっとそこは分かりませんでした。分かりました。

今回、カラー舗装した場所は、両側の側溝に蓋がかかっており、路側帯を含め、ある程度通学路としての幅は確保されているかを見ています。担当課においても確認していると思いますが、この場所を選定した理由について教えてほしいと思いますが、総務課から市民課に事務引継ぎ、申し送りのときに選定場所が何か所か挙げられていたのでは

ないかと。その中からの選択により、柏木小学校前に決まったのかなと思っております。このことについては答弁はおりません。

また、このような答弁もしてまいりました。合同点検を踏まえ路側帯にカラー舗装ができる範囲がある場合に実施を検討すると。じゃあ、道路脇に路側帯がない場合にはカラー舗装は整備できないということなのかどうか、教えてください。

○議長（桑田公憲議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（今井匡己） まず、先ほどの答弁の中で、仙台市の区の名前が太白区が正解でございます。訂正させていただきます。

それでは今回の答弁です。路側帯がない道路の場合は、車両と歩行者を分離するために、道路の一部にカラー舗装を施工することは可能ですが、幅員が変更となることから、施工については道路管理者及び警察との協議が必要となる案件になります。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） それはもちろんそうでしょう。幅員がなければ駄目だという、なかなか基本的には難しいということの答弁でした。

道路中央にセンターラインがなく、両脇に白線が引かれているが両路側帯がほとんどない道路においては、車同士のすれ違いもままならない状態の道路幅となっております。このことは、市道においてもかなり見受けられます。

このような道路が通学路として利用されています。その光景は、通学している子供たちが一旦立ち止まり、車を優先させていることがよく見受けられます。また、運転手も減速しながら子供や歩行者に気を使い運転しています。

このような道路の両脇にある白線の1本を、安全に歩行できるほどの幅を取った位置へ移動し、白線を引くことは難しいことでしょうか。

白線を移動することによって路側帯の幅を取り、カラー舗装を整備することにより、安全確保ができることとなります。しかし、車道は若干狭くなることとなります。このような行為は、警察署と協議は必要となると思いますが、このようなことを考えていただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（今井匡己） 御指摘のとおり、中央線いわゆるセンターラインや道路の両側に引かれている白い車道外側線を移動して、幅広い路側帯を確保することは可能ですが、道路構造上の物理的変更に伴う道路管理者との協議、交通規制の内容の変更に伴う警察との協議が必要となり、この場合、これに要する時間と費用の発生が想定されるため、現場状況の十分な調査と検討が必要になると考えられております。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 検討が必要となると。検討してください。お願いします。

私は、こういう所にカラー舗装が必要ではないかと思っております。アップルランド付近の信号機から田本商店までの道路においては、ほとんどと言っていいくらい路側帯がありませんが、側溝に幅の狭い蓋がかかっています。その道路をアップルランド周辺から小和森小学校へ通う子供たちが利用しています。朝の通学には、かなり車の往来が激しく、車だけの擦れ違いにも気を使う場所です。車が交差する時には、通学している子供たちが完全にその場所に立ち止まって、車が行き過ぎるのを待ってから歩いている状

況です。このような所に、カラー舗装を整備していただきたいと思っております。

できることであれば、いま一度、場所を確認していただいでですね、検討していただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（今井匡己） ただいまの議員御提案の2か所につきましては、子供たちの安全を確保するため、現場確認をした上で、対策について合同点検等の機会に検討させていただきたいと思っております。

区画線の変更により路側帯を広くする場合、先ほども述べましたが道路構造上の改良に伴う道路管理者との協議、交通規制の内容変更に伴う警察との協議、さらには車道が狭くなり一方通行等新たな規制が必要となる場合は、地域住民の方の御協力が不可欠となり、施工までには時間と多額の工事費用を要するものだと考えられますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 分かりました。いや、あそこさっきも言ったとおり、側溝に蓋かかっているんですよ。ですから、普通50センチメートルぐらいの幅があれば、道路路側帯云々かんぬんとかっていう規制があるみたいですけども、その蓋がかかっていますので、そこを確認して白線の脇にでもですね、できればカラー舗装していただきたい。そうなりますと警察等の協議は必要ないかと思っておりますので、その辺確認してみてください。よろしく申し上げます。

今、指摘した場所だけではなく、市内の各市道においては、かなり路側帯のない場所、路側帯の狭い場所、ほとんど路側帯がない場所があるんじゃないかと思っております。車を優先的に考えるか、歩行者、通学する児童生徒を優先させるかは、その道路によって違ってくるのではないかと思っております。特にセンターラインもなく路側帯もないような道路においては、これからカラー舗装などを整備し、歩行者や子供たちの安全を第一に考え、対応していただきたいと思っております。このことについては終わります。

最後に、5 横断歩道の設置整備について、(1) 沖館町会にある高架橋下の横断歩道の整備について、伺います。

沖館町会から竹館小学校へ向かい高速道路の高架橋があります。ここは、複雑な交差点となっております。沖館町会からはバイパスと町会からの旧道、さらに新館町会から高速道路に沿って車が1台通ると、擦れ違いができないぐらいの狭い道路が沖館町会の高架橋まであります。この狭い道路を新館町会の子供たちが通学路として使用しています。この高架橋の交差点は、竹館小学校方面、唐竹から来る車の規制はありません。沖館町会のバイパスから来る車には、高架橋の交差点の手前で止まれるの標識があります。沖館町会からの旧道には標識は何もありません。

新館町会の子供たちは、高架橋下の交差点を横切って反対側、向かい側の歩道へ渡らなければなりません。しかし、竹館方面から来る車は、子供たちが横切ろうとしている姿が高架橋によって隠れて見づらくなっており、通学路としては非常に危険な場所となっております。

この高架橋下の交差点に横断歩道を設置整備することにより、唐竹方面から来る車は横断しようとしている児童がいれば、一時停止しなければならぬことになり、子供た

ちの安全を守ることができると思っています。現場を一度確認していただき、1日も早く横断歩道の設置整備をお願いいたします。このことについては、新館町会とも話をしており、ぜひ横断歩道を整備していただきたいと言っております。市の考え方をお聞かせください。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 沖館町会から竹館小学校へ向かう途中の交差点への横断歩道設置につきましては、担当課において現場を確認し、警察との協議を進めております。

警察に相談したところ、交差点の形状が複雑な上、高速道路の高架橋が近いため、横断歩道の設置位置の決定が非常に難しいとのことでありました。

今後、改めて警察職員と一緒に現場確認を行うこととしており、横断歩道の設置要望に向けた準備を進めたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 現場の確認は、していただいたということでした。担当課においても、危険な場所であると認識したのではないかと考えております。警察署において、横断歩道の白線を引く場所が難しいということでしたが、ぜひ危険な場所ですので早い機会に対応していただきたいと思っております。担当課にはもう一度警察とですね、協議していただきたいと思っております。

以前に、荒田町会では小学生が学校に通うために市道尾上小和森線に横断歩道の白線を引いてほしいと要望したと思っております。総務課で黒石警察署に行くと、横断歩道の設置整備をお願いしたら、信号機が近くにあることから横断歩道は整備しないようにしていると。また子供たちは信号機のあるところまで行けばいいのではないかと言われたと。さらに荒田町会に新たに横断歩道を整備するとすれば、他の場所を廃止しなければならないことになる。このようなことを警察署に言われ、横断歩道の設置整備はできなかったと聞いていますが、このことについて間違いありませんか。

警察署から横断歩道を整備しなくても、小学校へ通う子供たちが信号機のあるところまで行って渡ればよいというようなことを言われたと。歩道がない道路を子供たちは逆方向へ100メートルほどのところにある信号機まで歩いていけばいいと。御存じの通り、旧道とはいえ朝も通学時にはかなり車の往来が多く、片側1車線と幅も狭く、歩行者がいますと運転手は、原則あるいは車を一時停止しなければ交差できないほど危険な状態となります。

ましてや、ランドセルのほうが大きい小さな子供たちを、歩道のない脇を歩いて通学の逆方向へ、信号機のある方向に行けばいいということは、あの小さな子供たちに大変危険な行為、通学をさせることになるわけです。冬、雪道であったならさらに危険な状態となります。子供たちが通学するためには、最高の安全確保がされていなければならないと思っています。歩道のない道路を、ましてや車の往来が多いところを逆方向に歩いていけばいいような対応、最悪の交通安全対策ではないかと。子供たちの通学の安全確保、さらには歩行者優先で事故を防ぐことを考えていただきたいと思っております。

横断歩道の白線を引くことによって何十年、そこを通る子供たちが何千人何万人と今後安全な横断歩道として子供たちを守っていくことになるわけです。いま一度担当課に

おいては強い気持ちで警察にお願い、交渉していただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。行ってくれますか。

○議長（桑田公憲議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（今井匡己） 荒田町会から要望があった市道尾上小和森線への横断歩道設置につきましては、令和元年11月に黒石警察署に対する要望書を提出しております。この要望に対し、令和2年3月に文書にて要望に沿えない旨の回答がございました。

議員御指摘のとおり、回答の内容については非市街地における横断歩道の設置間隔は200メートル程度が望ましく、要望箇所につきましては、直近の横断歩道との距離が約120メートルと近く、設置基準を満たさないと判断されております。当市といたしましても、歩道がない交通量の多い道路を学校と逆方向へ向かわせるといった状況に鑑み、引き続き粘り強く要望を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 信号機から200メートル以内はちょっと難しいと、いっぱいそういうところありますよ、見て歩いてみますと。ということでまずもって、ぜひ横断歩道を整備していただきたいと思っております。担当課には良い結果を期待しております。よろしく願います。これで私の一般質問を終わります。

○議長（桑田公憲議員） 12番、原田 淳議員の一般質問は終了しました。昼食等のため、午後1時まで休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第3席、1番、葛西勇人議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（葛西勇人議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員の一般質問を許可します。

○1番（葛西勇人議員） ただいま議長より一般質問の許可を頂きました第3席、議席番号1番、新生会の葛西勇人でございます。それでは通告に従いまして、一問一答方式にて質問をしてみたいと思っております。なお、質疑においてお互いに確認をしながら進めてまいりたいと思っておりますので、両面4ページの資料を配布させていただきました。御参照いただきたいと思っております。

質問に入る前に、8月3日からの大雨により、当市でも道路や河川、農地や農業用施設、野菜などの農作物などにおいて甚大な被害が発生いたしました。私も消防団の一員として、土のう積み、交通整理及び巡回など最低限の対応をいたしましたが、それ以上に用水路や側溝などからあふれ出る大量の泥水が、道路や水田、りんご畑などを覆い尽くしているありさまを、ただただ眺めているしかなく、改めて線状降水帯による長雨の恐ろしさを思い知ったとともに、防災の備えの大切さを身にしみ感じた次第です。

被災された市民の皆様には、心よりお見舞いを申し上げますとともに、市長をはじめとする職員の方々の長い時間の警戒と適切な対応により、市民に死傷者が出なかったこと

への感謝を申し上げたいと思います。今後とも、当市に対しては、国や県などの関係機関と連携し、日常の市民生活や経済活動に戻れるように、早期復旧をよろしくお願い申し上げます。

それでは、1 (有) おのえ企画及びNPO法人平川市スポーツ協会に対する指定管理施設事業継続支援金について質問をいたします。まず、(1) 令和2年度支援金の返還について質問をいたします。資料1を御覧ください。

おのえ企画及び平川市スポーツ協会より、令和2年度にそれぞれ400万円と800万円の支援金が確定したにもかかわらず、令和3年度に約230万円と800万円の返還請求を受けたが、その理由を知りたいとの相談を頂きました。ア 令和2年度に支給した指定管理施設継続支援金について、おのえ企画への400万円、平川市スポーツ協会への800万円の金額の積算根拠をお知らせください。

イ おのえ企画、スポーツ協会に支出した支援金については、当市からの指示を受けて支援金額が確定されたと伺っております。当市の指示の下で支援金が支出されたにもかかわらず、令和4年3月にはそれぞれの団体から返還を受けておりますが、その返還理由についてお知らせください。

ウ おのえ企画、平川市スポーツ協会に支出した支援金については、令和3年3月に交付額確定通知が出されておりますが、その1年後の令和4年3月に返還されております。金額を確定させた後に返還させた法的根拠をお知らせください。

次に、(2) 令和3年度支援金について質問をいたします。資料2の上段を御覧ください。ア 令和3年度の指定管理施設の休館及び入場制限措置に対して、令和4年度に支援金を支出しておりますが、その積算根拠についてお知らせください。

イ 令和4年度に支出した支援金については、既に確定通知を発行しているかお知らせください。また、令和3年9月及び令和4年1月から令和4年3月にかけて、休館、入場制限を当市から指定管理者に要請しておりますが、おのえ企画へは要請通知を発出しているのかお知らせください。

ウ 令和3年度の指定管理施設影響額を令和4年度に協力金として支出しておりますが、前の(1)のように、支援金についても返還の可能性があるのかお知らせください。

最後に、(3) 平川市補助金等の交付に関する規則の改正について質問をいたします。資料2下段を御覧ください。ア 上記の規則第16条、補助金等の返還規定について、当市のこの規則には、補助金など確定後に返還させる場合があるという規定はございません。今回、おのえ企画、平川市スポーツ協会の事例を踏まえ、補助金などが確定された後でも返還があることを想定して、その旨の条項を規定し、また補助要綱に記載の上、その対象者にきちんとこのことを知らせるべきだと考えます。補助金等に係る予算の施行の適正化に関する法律では、第17条3項に補助金等の確定後においても返還させることのある旨を規定しており、また、ほかの自治体の補助金等の交付に関する規則でも、同じ旨の条項を設けている自治体もございます。当市の規則にも、第16条に補助金等確定後に返還させる場合がある旨の項目を追加するべきだと考えますが、当市の見解を伺います。

イ 取消しなどの理由の提示、不服の申出に関する条項の追加について。ほかの自治体の補助金等の交付に関する規則には、補助金等を取消しする場合にその対象者にその

理由を提示する条文や、不服の申出に関する条文を規定している自治体もありますが、今回の、おのえ企画、平川市スポーツ協会の事例も踏まえて、当市の補助金等の交付に関する規則にも、これらの条文を追加して規定するべきではないかと考えますが、当市の見解を伺います。

ウ そのほか、暴力団員などの排除などの条文の追加について、ほかの自治体の補助金等の交付に関する規則には、前に述べた確定後の返還や取消しなどの理由の提示、不服申出に関する規定のほかにも、暴力団員などの排除や天災地変などの事情変更による決定の取消し、及び補助金関係書類の保存やその期間などに関しても規定している自治体もありますが、私としては、当市において補助金等の交付に関する規則の改正を検討するのであれば、これらの条文を規定するべきではないかと考えますが、当市の見解を伺います。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 葛西勇人議員御質問の、有限会社おのえ企画及びNPO法人平川市スポーツ協会に対する指定管理施設事業継続支援金についての御質問のうち、(1)令和2年度支援金の返還についての積算根拠、(2)の令和3年度支援金についての積算根拠についてお答えをいたします。

まず、令和2年度支援金については、指定管理を行っている観光・運動施設の運営に対し助成したものであり、令和2年度において、指定管理者よりコロナ禍の影響で経営が厳しいとの声があったことから、おのえ企画、平川市スポーツ協会を含めた赤字が見込まれる事業者4者に対し支援することとしました。支援策を検討するに当たり、赤字となる原因が事業者によってそれぞれ違いがあることから、各施設に勤務する職員数を基に積算したところであります。

次に、令和3年度支援金の積算根拠についてお答えをいたします。当支援金は県内での新型コロナウイルス感染拡大を受け、市からの要請により休館または入場制限を受けた市有施設の指定管理者に対し、事業活動の維持及び継続を支援するため交付したものであります。その積算の考え方としては、令和3年9月及び令和4年1月から3月までの使用料等収入と、コロナ禍前の令和元年度の同じ月を比較して、減収した額の合計額を支援金額としております。また、おのえ企画が指定管理しているさるか荘及びふるさとセンターについては、令和元年度に施設の改修があったことから、平成30年度との比較に基づき支援金額を積算しております。

このほかの質問については、それぞれ担当部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 私からは、おのえ企画に係る令和2年度支援金返還理由についてお答えをいたします。おのえ企画より、正式な決算報告が交付金確定通知後の令和3年5月25日付けで提出されましたので、改めてその内容を確認させていただきました。精査に当たり、指定管理業務であります貸館事業と温泉入浴事業の利用者減に伴う収入の減少分のほか、自主事業として運営しております食堂や宴会事業についてもコロナ禍前の収益水準を考慮いたしました。

また、当初の予算になかった負担金収入を確認したほか、事業活動のための広告料等も考慮した結果において、234万6,000円を返還いただいたものでございます。

おのえ企画に対しては、ただいま答弁いたしました内容の説明を差し上げ、御理解いただいたうえで返還措置の対応となったところです。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） 私から、平川市スポーツ協会に係る令和2年度支援金返還理由についてお答えいたします。この支援金については、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため臨時休館とした運動施設の指定管理者に対し、事業活動の維持及び継続を支援するために交付したものであります。

令和2年度の平川市スポーツ協会の決算報告を確認したところ、運動施設の臨時休館に伴い、使用料の減収は認められましたが、休業することとなったスポーツ協会職員の人件費に対して、国の雇用調整助成金を受けていたことや、当初予算では計上されていなかった基金の積立などが確認され、実質的には支援金額を上回る黒字決算でありました。このことから、事業活動の維持及び継続がなされていたものとみなし、支援金の返還を求めたものであります。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長。

○財政部長（西谷 司） 私からは、支援金確定後の返還の法的根拠についての御質問にお答えいたします。令和2年度に実施した指定管理施設事業継続支援金については、支給申請の手續の段階から、年度終了後に、当該支援金や指定管理料を含めて、過払金については清算することをお伝えしております。返還手續については、平川市補助金等の交付に関する規則及び平川市指定管理施設事業継続支援金交付要綱のいずれにも規定はありませんが、事業開始の段階から、清算する旨を指定管理者にお伝えし手續を進めてきたものであります。

次に、令和3年度支援金の通知についての御質問のうち、支援金の確定通知についてお答えいたします。今年度支出した支援金の確定通知についてであります。平川市スポーツ協会へは令和4年7月4日付で、おのえ企画へは令和4年7月8日付でそれぞれ発出済みであります。

次に、今年度支給した支援金確定後の返還の可能性についてであります。今年度の支援金額を積算するに当たっては、先ほど市長が答弁いたしましたように、市からの要請により休館・入場制限の措置を講じたことで実際に影響を受けた金額を根拠としておりましたので、返還を求める予定はございません。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 私からは、おのえ企画に対し、休館や入場制限の要請通知を發出したかとの御質問についてお答えをいたします。おのえ企画への休館や入場制限の要請は、新型コロナウイルス対策本部会議における市の方針決定を受け、指定管理事業者には速やかに対応いただくよう、電話により休館・入場制限をお願いしており、文書での通知はしてございませんでした。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長。

○財政部長（西谷 司） 次に、平川市補助金等の交付に関する規則の改正についての御質問にお答えいたします。まず始めに、暴力団員等の排除については、平川市暴力団排除措置要綱の規定に基づき、補助金等の交付を含めた市の事務及び事業から、暴力団は排除することとしておりますので、補助金等の交付に関する規則に条項を追加するこ

とは、必要ないものと考えております。

次に、確定後の返還項目、取消しなどの理由の提示、事情変更による決定の取消し、補助金関係書類の保存のそれぞれの規定については、いずれも当市の補助金等の交付に関する規則には規定がないところであります。

当市の規則は、市制施行時の平成18年1月に制定され、その後、運用に係る規定の改正は行われておらず、市民・事業者におかれましては大変分かりにくいという課題があるものと考えておりますので、補助金確定後の返還項目などの規定については、他自治体の規定を参考としながら、令和5年4月1日施行に向け、条項の追加を検討してまいります。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） まず最初に、(1)のA 支援金の積算根拠について再質問させていただきたいと思っております。積算根拠については職員数を基に積算をされたということでした。市長から答弁ありましたけども、やっぱり運営で影響が出ない、赤字経営にならないような要請があったので、それに答える形でこの支援金を出したということでもございましたけども。

この積算根拠についてなんですが、ここに関しては、事業者と意見が合っていないというのがまず正直なところございまして、この資料1の(1)に交付要綱の概要っていうのが書いてあるんですが、これしか載ってないんですよ。交付要綱に関してはですね、で、返還の可能性が有ることっていうのを明記する、それは先ほど財政部長も話したとおりなんですけど、ないということですよ。それで、実はおのえ企画さんも、積算根拠、実は臨時休業に伴う指定管理利用増額の要望調査っていうのを受けて、出しているんだそうですね。250万円と。それに対して決定が400万円であつたんですね。

要は調査に対して多く来たということで、この多く来たのでこれどうすればいいんですかと。実はおのえ企画さんは前から備品が非常に足りないというお話もあって、備品購入に充ててもいいのかと聞いたら、充ててもいいというふうに言われたということなんです。で、この③に書いてますけど、この要綱見るとですね、人件費、施設運営維持に係る経費、感染対策に係る費用、そして施設利用者の増加や収益向上のための取組に係る費用、というふうに明記されているわけです。そうすると普通に考えると、400万円来たならこれで使うというふうになるわけですよ。ですので、先ほど市長のほうはあくまで職員数を基に積算しているということがありましたけれども、この辺の根拠も全然、そういう意味では事業者には伝わってなくて、金額だけが先行しているというのがまず今、実情だというようなところございまして。ちょっとこの辺のところは分かりません。

じゃあ次のイ 支援金の返還の理由についてお伺いしますけども、ここも実は今の答弁と食い違っております、おのえ企画さんは、返還理由については具体的に何の説明も受けておらず、ただ単に文書がぼんと渡されて、積算根拠ぼんと渡されてきたと。で、積算根拠の文書資料についても、これは市が勝手に作ったものだと。私たちは理解もしていないし合意もしていないと。スポーツ協会さんに至ってはですね、根拠一覧の資料は残っていないで、口頭で人件費に影響が出ていないということの説明のみであったと。これは先ほど、どなたかがお話しされていましたが、恐らくコロナの影響で文書

を提示していないということなのかなというふうに思いますけども、ちょっと後でも出てきますけども、行政っていうのは文書主義が基本ですよ。電話で了解を取るっていうのはありませんかね。総務部長、その辺どう思われますか。ちょっとお伺いします。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 今、葛西勇人議員おっしゃられるように、文書で回答するのが基本であることは確かでございます。ただこの事業を始める段階のときに、あくまでも人件費の部分ということで説明をした上でということで、やはりその話を聞いていないというふうにはならないと思いますので、確かに文書でやるべきなんではありますけども、そのコロナによって影響を受けたというふうなところを、当初説明をしているということで進めてきたものというふうに考えます。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 総務部長の回答と思えない回答だと私は思っています、ちょっと後でしゃべるつもりだったんですけど、ここでちょっと話しますけども、平川市文書取扱規程っていうのがありますね。この第3条に文書取扱いの原則があって、第22条に文書の種類っていうのがあって、そういう事業者に対して、作為、不作為命じることに対しては、令達文章出さなければいけないというふうになってます。例えばですね、今、民間企業だと、もし文書が提出されなければ、もちろん郵送もできますよね。郵送できなければPDFにしてメールで送ってやるんですよ。それでお互いに電話で連絡して、合意を取るような形になるんですけど、そういった対策を取れなかったものですかね。ちょっと各原課の理事者にも聞きたいんですけど、どう思われますか。

○議長（桑田公憲議員） 暫時休憩します。

午後1時26分 休憩

午後1時27分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

経済部長。

○経済部長（對馬一俊） まず、議員から御指摘のあった、返還の理由の説明が全くなかった、勝手に行政側で作って置いていったと。当然ながら納得は、っていないという御指摘につきましては、収支の決算を出す際に、おのえ企画より必要な文書を取り寄せ、担当の方で積算しております。そういったやり取りがあったのは事実でございます。

それから返還の細部の説明につきましては、令和4年1月17日、私同席の下、担当者と先方の社長、それから現場の責任者の方と直接お会いをして、その返還となった経緯、理由について、しっかりと説明を差し上げ、その場で納得いただいたということで、先ほど答弁申し上げました、これが事実でございます。ですので最終的な返還のお願いにつきましては、担当のほうから文章を持ち込んで、返還手続を取ったということで説明を受けております。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） スポーツ協会の返還の説明についてですが、令和4年1月21日にスポーツ協会のほうに説明をして、了解を得ております。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 続いてウ 支援金確定後の返還の法的根拠についてですが、これも財務部長と全く意見が合っておりませんでして、年度終了後、過払金があつて清算する可能性があることも伝えているというお話でしたけども、ちゃんと事業者側と合意したんですか。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 事業に当たっての打合せの中で、担当のほうよりしっかりその旨を説明したという報告を受けております。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） あと法的根拠の話もそうですが、結局のところは、確定後には返還をする法的根拠はないっていうことで、財政部長、よろしいでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長。

○財政部長（西谷 司） はい、私はそのように理解しておりました。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） もし法的根拠がないのであれば、やっぱりきちんと事業者と一筆交わすとか、そういったものがなく、ただ単に口頭でやり取りしただけとなれば、必ずこういう問題になるわけですよ。私もどう回答が来るかと思っっているいろいろ考えてきましたけども、法的根拠がないのであれば、今もし、返還訴訟受けければ耐えられますか、市として。どうお考えですか。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長。

○財政部長（西谷 司） まず今回の返還についての法的根拠というよりもですね、何回も先ほどから議論申し上げているとおり、当初、当事者同士での今回の補助金、支援金のやり取りについては、お互いにその辺のことを理解しながら進めてきているということが前提にあるというふうに私は理解しておりました。それが、葛西勇人議員から申し上げますと、その辺の意思疎通がなされてなくて、このような事態の御相談があったということにはなってるんですが、当時はやはりコロナ禍による、経営の圧迫によりまして、非常に経営が厳しいということから、早急に、市内に4事業者で指定管理者があるわけですけども、この方々に何かしらの支援をしなくちゃいけないということから、まず制度がスタートしております。

そしてまた、4事業者とも、またその赤字の形態がまるっきり違いますので、今回は暫定的にそのルールを固定費である人件費を根拠に仮置きした上で進めさせていただいて、どうしてもその清算措置は次年度行うということを、初めにしっかりと申し上げて進めておりましたので、その辺のところは最終的に訴訟等でどう判断されるか分かりませんが、そこにはそういった形で臨むしかないのかなと私自身はそう思っております。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 財政部長の答弁はすごく分かります。分かるんですけど、やっぱり法的根拠のないもので、かつ返還を求めるのであれば、文書を残しておくべきだったと私は思います。文書がなければ、幾ら何があっても対抗できない。今回は、おのえ企画さんとか平川市スポーツ協会さんですけど、もし相手が本当に悪意のある人であ

れば、そういうお金を取りに来る可能性だってあるわけですよね。ちょっとそういうことは言い過ぎですけど、こういうときにはやっぱり文書をきちんと取り交わすというようなことをやってもらいたいというふうに思います。

ちなみになんですけど、理由も明確じゃない、お互いに合意もしていない、法的根拠もない、であればですね、返還した約1,000万円、もう一度戻すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長。

○財政部長（西谷 司） 確かに今のやり取りの中では、合意していないというような御意見ですが、当時は合意しているものと認識しておりますので、問題はないと思っております。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 何回も言いますが、言ってる、言わないになってしまうわけですよ、結局は。確実にするために、やっぱり文書をきちんと交わすということが私は大事だと思っていますから、その辺のところはきちんとですね、今後補助事業に関しては徹底していただきたい。文書主義というのはもう行政の基本中の基本になりますので、ぜひともこのことは肝に銘じていただきたいというふうに思いますが。ごめんなさい、私の質問の中では、返金の意思があるかどうかですけど、その辺はいかがですか。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長。

○財政部長（西谷 司） ございませぬ。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） この質問についてはちょっとここで終わりますが、次に（2）令和3年度支援金についてお伺いします。支援金の積算根拠については分かりました。あとですね、イ 通知についてというところですが、実は、令和3年の9月及び令和4年の1月から3月に休館または入場制限の措置を取るということで、聞きましたらですね、平川市スポーツ協会さんはきちんと文書通知がなされていて、おのえ企画さんは出されていないというようなことでもございました。先ほどの答弁の中ではですね、コロナの対策のために、文書を提出していないというようなことでもございましたけども、もう一度繰り返しになりますけども、郵送等して対応したほうがよかったんじゃないですかね。平川市文書取扱規程にも、きちんとそういう指示、命令を出すときには、文書で出すというふうになってますよね。その辺、どう思われますか。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 御指摘を受けておりますこの文書、記録を残すという点につきましては、以後ですね、このような場合、しっかりと文書記録を残す、文書を発出すると、そういうような対応に努めてまいります。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） あと、ウ 支援金確定後の返還の可能性についてはですね、要は返還をする意思はないというようなことでもございましたけども、これも恐らく支援金の要綱のところには規程もないので、返還はできないのかなというふうに思っていますが、やっぱりこれも文書で出したほうがいいかなと思ったりもするんですけど、この辺のところはですね、返還の通知を出す予定はないということでしたので、その辺はこれ

で理解いたしました。

続いて3 平川市補助金等の交付に関する規則の改正についてですが、これについてもア、イ、ウともに、財政部長のほうからできちんと条文を追加するというようなことがございました。どうしてもまたお願いしたいのが、確定後においても返還の義務があるというような規程を、これもどこでも付けてるので、これは必要なことだと思いますけども、ただやっぱり確定後に返還の義務がある、そういう可能性が残ってるとなると事業者もなかなかお金を使いつらい部分があるので、できればその返還後、例えば返還するまで期限を設けるだとか、例えば合理的な理由じゃないと返還されないとか、そういった条文付け加えるべきではないか、条文をそういった内容にもすべきではないかと思うんですけども、いかがお考えでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長。

○財政部長（西谷 司） 御指摘の点については、まずは今、欠落している、問題点となっている部分をきちんと補った形で条項を追加してまいります。ただいま御指摘いただいた件につきましても、それが一体どのような影響があるのか、そういったことも検討しながら考えていきたいと思っております。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） ここはよろしくお願ひしたいと思ひます。やはり私も、指定管理者っていうか、おのえ企画も平川市スポーツ協会もですね、皆さんやっぱりちょっと勘違いしないでほしいのは、ここはやっぱり民間の企業だということですね、私たち公的機関と違うということを入れて取り組んでいただきたい。ですので行政文書など、基本のところはですね、やっぱり徹底してもらいたいというふうに思ひます。

1つだけちょっとお話をしますと、資料1を見てもらいたいんですが、実は令和2年度の件で、この支援金を頂いて、おのえ企画は当期純利益は34万円でプラスになっていますが、スポーツ協会はマイナス250万円、確かに基金に積みあげたとか、そういったことはありますけども、かなりこの支援金が効果を発していたところなんですが、令和3年度になって返還を受けたことによって、おのえ企画はマイナス300万円、スポーツ協会に至ってはマイナス1,700万円というふうに大赤字になっているわけがございます。

皆さんにちょっと覚えてもらいたいのは、民間企業で赤字が出るっていうのはどういうことかということなんです。当市の場合ですね、大体地方交付税交付金が入ってきます、毎年。でも民間は入ってこないんですね。そうするとどうするかって言うと、銀行からお金借りなきゃいけないんです。もし赤字になれば金融機関からの貸付けも厳しくなるわけがございます。また取引業者からの与信が低下して、取引条件が厳しくなることも考えられるわけです。もっと言えばですね、事業者の経営責任が問われるわけです。そういったことも考えてですね、たとえ300万円、たとえ800万円、たとえマイナス400万円とか800万円であっても、事業者にとって大きい金額でありますので、この辺のところきちんと民間の事業者のことも考えた上で、どういうふうに返還をしてもらうなら返還してもらうと。返還をするタイミングとか、そういったのも相談しながら、事業者と一体となってですね、取り組んでもらいたいということを私は言いたいと思ひます。

それでは、2 マイナンバーカード交付の推進について質問をいたします。まず(1) 交付状況と交付推進に向けた取組について質問をいたします。資料3を御覧ください。

当市では、現在、マイナンバーカードを健康保険証として登録された方は、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるほか、マイナンバーカードを利用してワクチン接種証明書をコンビニで取得できたりします。また10月開庁予定の新庁舎では書かない窓口で利用できるようになるなど、今後ますます市民の利便性が高まり、またそれによる当市の職員の業務負担並びに事務コスト低減を踏まえると、マイナンバーカードのさらなる交付率向上にもっと力を入れていくべきと考えます。

そこで、まず当市の直近のマイナンバーカード交付状況と交付推進に向けた取組について、予定も含めてお知らせください。

(2) 令和4年第2回定例会における私の提案に対する検討について質問をいたします。資料4を御覧ください。令和4年第2回定例会において、私から次の提案をさせていただきました。当市独自施策として、マイナンバーカードに公金受取口座を登録した方の口座に5,000円を給付するという案です。予算としては、1人に5,000円掛ける人口が3万人と計算して約1.5億円となります。これにより、当市のデジタル化に向けた取組の最優先事項であるマイナンバーカードの普及率が、42%前後と横ばいになっている現状に対する打開策となります。また、市民には、国から7,500ポイントが付与されるというメリットもあります。もちろん、健康保険証利用申込されると7,500ポイントを追加で付与されます。さらに、当市においては、児童手当や年金、所得税の還付金、その他給付金などの業務負担の低減効果があります。

市長からは、バラマキとの批判を受けそうですが、今後ますますひどくなると予想される物価高騰対策にもなり、一石二鳥、三鳥にもなる面白い提案であると私は考えます。この提案に対して、当市としてどのような検討がなされたか。また、その結果をお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 議員御指摘のマイナンバーカード交付の推進についての御質問については、各担当部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（今井匡己） マイナンバーカードは、平成28年より交付され、現在、6年が経過しておりますが、当市も含め、全国的に十分に普及していないのが現状でございます。そこで、当市では、広報紙や市ホームページでの周知のほか、本庁、尾上総合支所及び碓ヶ関総合支所での窓口時間の拡充、マイナンバーカードの交付とマイナポイントの取得に関する手続のワンストップ化の実施の上、そして、市職員が商業施設、町会、事業所及び団体等へ出向いての、マイナンバーカード出張申請受付の実施等に取り組んでおります。

その状況といたしましては、マイナンバーカードの交付率が、直近ではありますが8月28日時点の速報値では約45.2%と、この交付率の順位につきましては、県内40市町村中、第4位となっております。今後も、これらの取組を継続し、マイナンバーカードの普及に努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 私からは、議員から御提案のありました公金受取口座登録者に対し、その口座へ5,000円を給付するという案でございますが、第2回定例会終了後、

担当部署である総務課と市民課において、そのような方法が可能であるかを検討しました。

公金受取口座への給付は、年金や児童手当など、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に定められた公的給付や、新型コロナウイルス感染症に係る低所得者世帯に対する臨時特別給付金などに限定したものであり、マイナンバーカード交付推進のため市独自に利用できるものではありません。また、公金受取口座の登録手続は、自宅においてスマートフォンなどからもできることから、市がその対象者を把握することは困難な状況であります。

そのため、本市としましては、これまでも行ってきたマイナンバーカード出張申請やマイナポイント出張サポートなどの取組を引き続き継続し、交付率の向上に努めたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） まず交付状況と交付推進に向けた取組についてですが、まず8月28日現在で45.2%と。で、県内では4位ということで、この資料3にあるとおりの、内容に大体なっているのかなというところがございます。

市民生活部さんが一生懸命取り組んでるのを私も知っておりますですね、そのおかげがあって今40%台までもって来れているのかなと私は思っております。ですのでここからさらに伸ばしていくとなると、やっぱり当市全体として何らかの対策を、施策を持ってやっていかなければなかなか伸びていかないのかなというのが私は現状ではないかというふうに考えています。

今ですね、新聞等でも報道されてます。来年の3月までにですね、国がマイナンバーカード取得者100%を目指していると。残りあと半年しかない状況の中で、今45%ってなればあと55%上げていかなければならない、まあ55%はちょっと無理にしてもですね、そのための施策を私は打たなければならぬのかなというふうに思っています。

取組についてはですね、以前から一般質問させていただいて、これから徐々にサービスのほうも良くなっていくのかなというふうに思っていますが、やっぱりその取組の中ではですね、私、(2)になりますけども、何らかの市独自の大胆な施策を打たなければならぬのかなというふうに思っています。

もちろん5,000円給付ということになると、なかなか法的にも口座に振り込むというの難しいということでしたけども、だからでしょうかね。(5)のところ、中泊町なんかはですね、共通回数券とか、独自のエディーカード、多分決済カードだと思います。そういった電子マネーなども交付している。あと板柳町、五所川原市、黒石市は商品券を配布して、上位にもっていくように施策を打っているという形になっています。ですので、5,000円のお金が課題なのか、それとも法的に給付ができないのが問題なのか分かりませんが、こういう回数券とかを配布することによって、実は交付率がかなり、今60%弱ぐらいまでいってると思いますが、上げてきているんですよ。ここ最初は、本当に下位の下位だったところなんですけど、急にこう上がってきていると。

ということも考えると、当市でも商品券等をやっぴり配布していくべきではないのかなと。というのはですね、今やはり物価高騰というのがかなり生活に影響してきてます。ポイントというのは、これ現金ですよ。電子マネーで言う現金なんです。ですのでこ

の2万円を、健康保険証利用申し込みまでやればそうですけども、そこまで持つていくために、やっぱり現金給付という、何て言うか、そういうあめというか、そういう施策を市で打って、ぜひともですね、需要喚起策等を図ってもらいたいというふうに思いますが、この商品券交付などについて、どのようなお考えがあるか、再度お伺いします。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 議員おっしゃられることはもちろんでございますけども、やはりいろいろと商品券交付の御提案がございましたけども、これまでの状況から、商品券の交付の取組が、当市のカードの取得率を大きく押し上げることはかなり難しいのではないかと考えております。やはり市では引き続き、今、市民生活部長がおっしゃったとおりですね、出張サポートに取り組むことで交付率の向上を目指すとともに、併せて市独自のカードの活用方法についても検討を進めるなど、これ自治体DXの推進も絡んできますけども、利便性の向上を図ってまいりたいと考えておりますので御理解をお願いします。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 私は総務部長と全く逆の考え方で、やっても意味がないとはとても思ってなくて、じゃあやってみましょうよと。やってみてどのぐらい効果がありますかと。私はそう思うんですよ。例えばプレミアム商品券だって、最初は50%だったのに今20%か30%じゃないですか。そう考えればですね、たしかに当初は事業支援が主導、要は商品券にしたけど、今はやはり生活支援というところにかなり注力されてきて、そうなったときにですね、今回11月からもう一度プレミアムって言うか商品券やろうとしてますけど、それよりもだったら、このマイナンバーカード交付の推進のほうが、この商品券をトリガーにしていくほうがですね、どれだけ効果があるかというふうに私は思うんですけども。もちろんあれですよ。2万円、国から補助も出るわけですよ、それぞれに。そういったことを狙ってやっていくべきではないのかなというふうに思っています。

実は交付率によって、来年から、地方交付税交付率の格差をつけるというのも総務省から出てるわけですよ。ましてやこのマイナンバーカードを使ってシステム化していけば、これから職員の業務負担も軽減されて、そしていろいろと違う業務に力を注いでいけるわけですよ。実は公金受取口座の登録を私が主張しているのは、ある自治体の方がおっしゃっていたんですけど、以前10万円給付があったときに、その給付で口座を、皆さんから情報収集するのにすごく手間がかかったという話を聞いてます。ですので、私としてはこのマイナンバーカード取得と、口座登録までしていただければですね、これからまた同じような国からの給付があったときに、市の手も煩わせることなくやれるのではないのかというふうに思うわけでございます。その辺のところ、総務部長いかがお考えでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 葛西勇人議員の提案についても、理解できる場所であるんですけども、やはり国の施策をにらみながらですね、マイナンバーカードについての必要性和利便性を理解してもらった上で、自治体DX等の中身をまた利便性とかも進めて

いった上で、マイナンバーカードの取得の向上に努めたいと思っておりますので、何とか御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 国のこの2万円のマイナポイント受け取れる時期、今年9月末までにマイナンバーカード取得の申込み完了しなければならなくて、来年2月までにマイナポイントの申請を完了しなければならないんですよ。時間ないんですよ。時間ないんですよ。私はやっぱり、何らかの、商品券じゃなくてもいいです、何らかの施策を打つべきではないのかなというふうに思ひますが、もう一度答弁していただきたいと思ひます。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） それこそ私もちょっとくどくなりますけども、まずはその金銭的な部分でなくてですね、今、国のほうで免許証とかの部分の統合も話にもなってますので、やはりそちらの施策を見ながらですね、必要性和利便性のほうを理解した上で、取得の向上を進めたいというふうに考へますので、よろしくお願ひします。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 今ですね、平川市というか青森県って言ったらいいかもしれませんが、都会と違ふことが1つあるんですよ。都会の方々は、今ほとんど現金を持ってないんですよ。外人の方々も、電子マネーかクレジットカードで決済するんですよ。今、国が50%近く、全国のマイナンバーカード取得率かなり上がっていくと思ひますが、やっぱり青森もそうですけど、このカードって実は大きな差があつて、これがやっぱりこれからの大事な、本当にデジタル化の根本になっていくんですよ。市民サービスの向上にも伝わっていくんですよ。ですので、ぜひともですね、この地域だけで見のではなくて、もっと大きな視野を持って、このマイナンバーカードの重要性をもっと認識していただきたい。そのことを私から申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（桑田公憲議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（今井匡己） 先ほど答弁いたしました部分に答弁の修正がございます。速報値で先ほど、県内40市町村中第4位と申しておりました。訂正します。第5位になります。

○議長（桑田公憲議員） 1番、葛西勇人議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、明日7日、午前10時開議とします。

本日は、これをもって散会します。

午後2時02分 散会

(有) おのえ企画及びNPO法人平川市スポーツ協会に対する

1 指定管理施設事業継続支援金について

資料 1

令和4年9月6日 一般質問資料 葛西勇人作成

令和2年度指定管理施設事業継続支援金についてのおのえ企画、平川市スポーツ協会からの相談内容

令和2年度指定管理施設事業継続支援金について、交付金額が確定したにもかかわらず、翌年度に返還請求を受けた理由を知りたい。

(1) 令和2年度平川市指定管理施設事業継続支援金交付要綱の概要

① 趣 旨 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市有施設の指定管理者に対し、事業活動の維持及び継続を支援する。

② 対象指定管理者及び交付額	(指定管理者)	(交付金額)	(指定管理者)	(交付金額)
	礎ヶ関開発株式会社	22,000,000円	NPO法人めーりんごネット	2,000,000円
	・有限会社おのえ企画	4,000,000円	NPO法人平川市スポーツ協会	8,000,000円

③ 支援金の対象経費 令和2年4月1日から令和3年1月31日までに支出した以下の経費を対象とする。

- ア. 施設従業員の人件費(福利厚生費を含む)
 - イ. 施設の運営・維持に係る経費(光熱費、保守費、修繕費等) ←※商工観光課より「備品購入もOK」との話あり
 - ウ. 施設の感染対策に係る費用(消耗品、設備、環境整備費等)
 - エ. 施設利用者の増加や収益向上のための取組に係る費用(事業費、改装費等)
- ④ 関係規則等
- ・平川市補助金等の交付に関する規則(平成18年平川市規則第53号)
 - ・令和2年度平川市指定管理施設事業継続支援金交付要綱

	令和2年度		令和3年度	
(2) 経緯	申請 → 決定 (R2.11.16) → 請求 交付 → 実績報告 (審査、清算、返還等) → 確定 (臨時休業に伴う指定管理料増額の要望調査)		返還要請 → 返還通知 ? → ?	
当市の補助金手続きフロー	2,574,330円 (R2.9.11) → 4,000,000円 (R2.11.16) → 4,000,000円 (R3.3.31)		△2,346,000円 (R4.3.23)	
●おのえ企画	※税引前当期純利益金額は、各年度の通常総会における「本来事業活動決算書」を参照 (調査なし) 8,000,000円 (R2.11.16)		当期純利益金額 △3,182,659円	
【商工観光課】	※税引前当期純利益金額は、各年度の通常総会における「収支決算書」を参照		当期純利益金額 △8,000,000円 (R4.3.25)	
●平川市スポーツ協会	※税引前当期純利益金額は、各年度の通常総会における「収支決算書」を参照		当期純利益金額 △17,536,334円	
【スポーツ課】				

補助金(支援金)確定後の返還の理由は何か? また、法的根拠はあるのか?

(有) おのえ企画及びNPO法人平川市スポーツ協会に対する

資料 2

令和4年9月6日 一般質問資料 葛西勇人作成

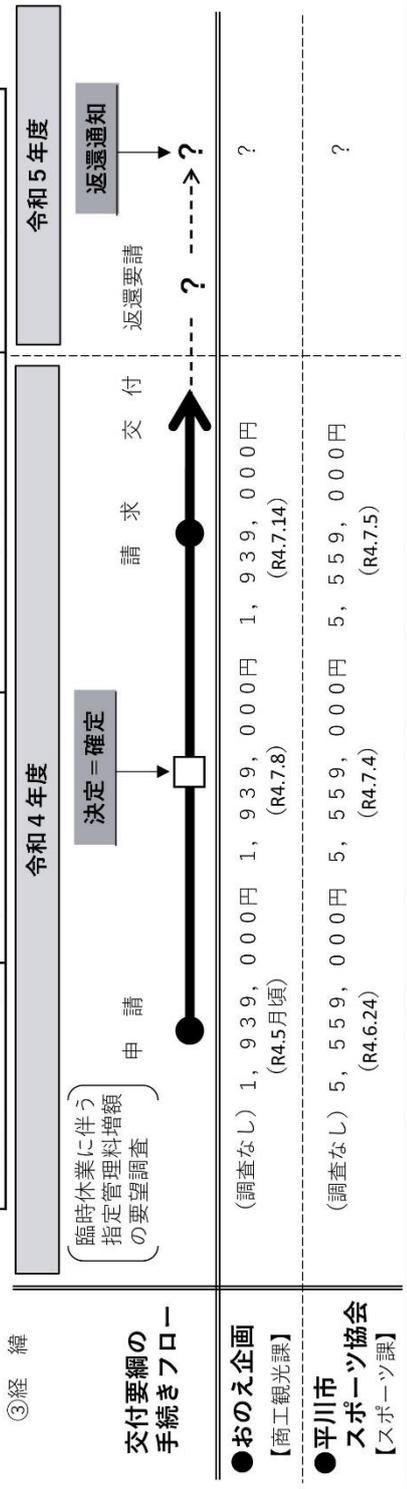
1 指定管理施設事業継続支援金について

令和3年度平川市指定管理施設事業継続支援金について (令和4年度 平川市一般会計補正予算 (第2号))

①趣 旨
 新型コロナウイルス感染症の影響で (市の要請により、令和3年9月、令和4年1～3月に) 休館又は入場制限の措置を受けた市有施設の指定管理者に対し、・・・協力を金として交付する (当該4カ月の減収額相当を助成する)。

②対象指定管理者及び交付額

(指定管理者)	(交付金額)	(指定管理者)	(交付金額)
・ 礎ヶ関開発株式会社	6,476,000円	NPO法人めーりんどネット	281,000円
・ 有限会社おのえ企画	1,939,000円	NPO法人平川市スポーツ協会	5,559,000円



支援金決定 (確定) 後の返還の可能性はあるのか？

「平川市補助金等の交付に関する規則」の改正について提言

- ①第16条 (補助金等の返還) 規定に確定後の返還項目の追加
 (例) 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 【補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条3項】
- ※上記の場合であっても、補助対象者の取引の安定化のために、適用期限の設定と関係者へ周知徹底をする必要があると考える。
- ②取消などの理由の提示、不服の申出に関する条項の追加
 ・ (取消などの) 理由の提示【補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第21条の2参照】 ・ 不服の申出【同法律第25条参照】
- ③その他条項の追加
 ・ 暴力団員等の排除【宮崎県補助金交付条例参照】 ・ 事情変更による決定の取消等【青森県補助金条例参照】 ・ 補助金関係書類の保存

平川市補助金等の交付に関する規則の改正 (追加) と関係者への周知徹底が必要！

2 マイナンバーカード交付の推進について

資料3

令和4年9月6日 一般質問資料 高西勇人作成

(1) 現代日本（平川市）社会の趨勢

ア マス・マーケティング → One・To・Oneマーケティング
 (対象：不特定多数) (対象：個人)

■多様化・複雑化する市民ニーズに対応したサービス提供

イ 少子高齢化

■労働力人口の減少 ⇒ 業務の効率化

ウ カード・スマホ・PCの普及及びキャッシュレス（非現金）化（※）

■カード・スマホ・インターネット決済化 ⇒ ポイント価値UP

※キャッシュレス浸透！

- 令和4年度硬貨製造計画を、キャッシュレス決済の浸透により硬貨需要が減少していることから、以下に下方修正する。（財務省発表）
 (当初) 8億1407万枚 ⇒ (変更) 6億2907万枚
- 令和3年度キャッシュレス決済比率は、インターネット通販や、店舗での非接触型決済サービス利用増で、3割超える。（経済産業省発表）

(2) デジタル（DX）化に向けた平川市政策方針について要望

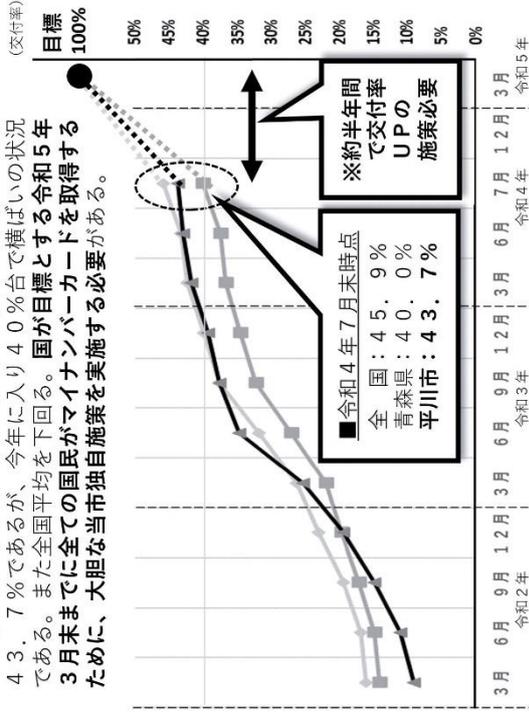
- ア 定型業務のデジタル化と非定型業務への職員シフト
- ・定型業務 ⇒ デジタル（DX）化は市民への委託
 - ・非定型業務 ⇒ 教育、福祉、防災などへの職員対応の強化
- イ 「高齢者等の社会的弱者ができないから政策を実施しない」から
 「高齢者等の社会的弱者を支援しながら政策を実施する」へ転換

(3) マイナンバーカード交付率向上の意義

- ア 本人確認の身分証明書（電子証明書）として活用
- ・健康保険証、運転免許証、図書館カード、などを1枚に共通化
- イ 個人認証によるオンライン申請などによる市民サービスの向上
- ・24時間365日申請実現⇒市役所窓口への訪問回数減少
 - ・証明書等を自宅あるいは付近のコンビニなどで交付可能
 - ・市役所での申請書などの作成軽減（本人情報を申請書へ反映）
- ウ 自治体ポイント付与事業⇒国からシステム改修費などの補助あり
- エ 職員の業務負担・事務コスト低減（証明書を作成・交付しないなど）
- エ 地方交付税配分額UP⇒令和5年度から交付率に応じて格差つく方針

(4) 全国、青森県、平川市の交付率状況の推移

平川市の7月末時点の交付件数は13,425件と交付率43.7%であるが、今年に入り40%台で横ばいの状況である。また全国平均を下回る。国が目標とする令和5年3月末までに全ての国民がマイナンバーカードを取得するために、大胆な当局独自施策を実施する必要がある。



(5) 県内の交付率上位市町村とその向上に向けた主な施策

■取得率向上に向けた施策事例

ア 令和3年度に、取得者に町内店舗でサービスが受けられる割引バスやバスや入浴施設での共通回数券をプレゼント。令和4年度は、中泊町独自のEdyカード交付。（中泊町）

イ 取得者、新規取得者に商品券を配布
 ・板柳町 5,000円商品券
 ・五所川原市 3,000円商品券
 ・黒石市 2,000円商品券

※県内の交付率上位市町村（今年8月7日時点）

1位	中泊町	57.46%
2位	三沢市	45.36%
3位	平内町	44.57%
4位	平川市	43.97%
5位	むつ市	43.76%
…		

平川市より情報提供

マイナンバーカード交付率向上が、デジタル（DX）化の一丁目一番地！

資料 4

2 マイナンバーカード交付の推進について

令和4年9月6日 一般質問資料 葛西勇人作成

(6) 令和4年第2回定例会における私からの提案・・・

・マイナンバーカードに公金受取口座を登録した方に、その口座に5,000円/人を給付するという案。予算は、約1億5千万円。
 ※私からの提案概要及びそれぞれの項目における市民及び当市のメリットは以下の通り。



(7) まとめ (私からのマイナンバーカード交付の推進の提言)

- ・社会の趨勢として、対象を不特定多数とする「マス・マーケティング」から、自己実現を目的とする個人を対象とした「One・To・Oneマーケティング」への移行により、**市民ニーズは多様化し、複雑化**してきている。また、少子高齢化により労働力人口が減少しており、公的機関が多様化・複雑化した市民ニーズに対応していくためには、**業務の効率化、すなわち、定型業務をデジタル(DX)化**していくことが急務である。
- ・デジタル化とは、簡単に言えばPC、スマホなどの媒体を經由して**市民にできる業務を実施してもらうこと**であり、そのために、**本人を確認する電子証明書であるマイナンバーカードは必需品**となる。すなわち、その交付率の向上こそが、「デジタル化の一丁目一番地」である所以である。
- ・マイナンバーカード交付率向上のために、国では様々な施策を展開しており、上記のマイナンバーカード第2弾にはじまり、来年度からは、開始予定の「自治体ポイント付与事業」に伴うシステム改修費などの補助や、**交付率に応じて地方交付税配分額に格差をつける方針**などを打ち出している。
- ・また、全国の自治体でのマイナンバーカードを活用した**市民サービスの向上と公的機関の業務効率化を実現している事例**が多くなってきている。
- ・以上のことから、**交付率低迷が市政運営の損失に繋がることは明白**であり、**交付率UPに向けた大胆な市独自施策をすぐ**に実施する必要がある。

交付率低迷⇒市政運営の損失！ 交付推進のための大胆な市独自施策の実施が急務！